

(第九部)

第一回 参議院農林委員會會議錄第十五号

付託事件

- 農地調整法の改正に關する陳情(第一號)
- 物價是正及び肥料、作業衣、ゴム底足袋配給に關する陳情(第十號)
- 農業保險法の改正に關する陳情(第十三號)
- 農業復興運動に關する陳情(第十四號)
- 水利組合賦課に關する陳情(第二十二號)
- 食料品配給公團法案(内閣送付)
- 油糧配給公團法案(内閣送付)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第四十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第五十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第五十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第六十一號)
- 新炭生産のあい路打開に關する陳情(第六十二號)
- 茶葉振興に關する陳情(第六十三號)
- 農薬用電力料金の引下げ及び換地處分經費の全額國庫補助等に關する陳情(第六十七號)
- 東北及び新潟地方の特殊事情に立脚せる食糧供出對策改善に關する陳情(第六十八號)
- 農林省所管の治山治水事業の一部移管反對に關する陳情(第七十號)
- 農地委員會の經費を全額國庫負擔とすることに關する陳情(第七十三號)
- 林道飯田、赤石線開設に關する請願

- (第十七號)
- 主食需給計畫の根本的改革に關する陳情(第七十四號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第七十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第七十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫負擔とすることに關する陳情(第八十號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第八十四號)
- 愛知縣鹽川沿岸農業水利事業經費を國庫負擔とすることに關する陳情(第八十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十一號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第九十二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十五號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第九十九號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第一百十六號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第一百十九號)
- 養蠶協同組合法案(内閣送付)
- 農業協同組合法案の制定に伴う農業團體の整備等に關する法律案(内閣送付)

- 函館管林局の管轄區域變更に關する請願(第五十四號)
- 農用人參試驗場設置に關する請願(第六十六號)
- 米價改訂に關する陳情(第二百二十八號)
- 民有林野制度の確立に關する陳情(第三百三十號)
- 養蠶協同組合法の制定に關する陳情(第三百三十一號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第三百三十三號)
- 開拓者資金融通に關する陳情(第三百三十八號)
- 米穀供出に對する報奨制度の廢止並びに肥料の配給に關する陳情(第四百二十九號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第四百五十號)
- 選配主食の價格に關する陳情(第四百五十二號)
- 岩手縣下の三農用水改良事業を國營とすることに關する請願(第八十八號)
- 福島縣安達郡大山村内の開墾事業を中止することに關する請願(第九十五號)
- 北海道でん衣養蠶の保護政策確立に關する請願(第九十二號)
- 薪炭の價格に關する陳情(第六百六十二號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第六百六十三號)
- 食料品配給公團法に關する陳情(第七百七十六號)

- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第八十七號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第八十八號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第九十二號)
- 市營競馬の施行に關する陳情(第二百二十二號)
- 北海道開拓事業に關する陳情(第二百七十七號)
- 岩手山ろく國營開發事業に關する陳情(第二百九十九號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十三號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十號)
- 未墾地の開拓事業に關する陳情(第二百二十二號)
- 群馬縣古馬牧村外三ヶ村のかん漕用水路に關する請願(第二百二十一號)
- 泰山演習地の返還並びに開拓計畫變更に關する請願(第二百三十五號)
- 食糧配給確保に關する陳情(第二百二十六號)
- 林業振興對策に關する陳情(第二百二十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百二十八號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百三十一號)
- 水利組合法の改正及び水利事業費國庫補助に關する陳情(第二百三十三號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百三十五號)
- 米麥需給計畫の根本方針に關する陳情(第二百三十六號)

- 養蠶保險法制定に關する陳情(第二百四十四號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百四十五號)
- 岩手山ろく國營開發事業に關する陳情(第二百四十八號)
- 新炭需給調節特別會計法を改正する法律案(内閣送付)
- 未利用地耕作利用臨時措置法案(内閣送付)
- 青果物の統制撤廢に關する請願(第七百七十六號)
- 開拓對策に關する請願(第七百七十七號)
- 舊軍馬補充部十勝支部用地内山林拂下げに關する請願(第八十三號)
- 十勝種馬育成所用地開放に關する請願(第八十五號)
- 昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百六十二號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百六十七號)
- 農業會の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第二百六十八號)
- 農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百七十一號)
- 自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第二百八十號)
- 勤勞大衆の食糧危機突破對策に關する陳情(第二百八十二號)
- 日本競馬會に關する陳情(第二百八十三號)
- 農村指導農場開設に關する陳情(第二百八十四號)

二百九十四號

○昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第二百九十五號)

○農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第二百九十九號)

○農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第三百號)

○農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引き繼いだ場合の措置に關する法律案(内閣提出)

○臨時農業生産調整法案(内閣提出)

○重要肥料統制法等を廢止する法律案(内閣提出)

昭和二十二年九月十七日(水曜日)午前

十時三十分開會

本日の會議に付した事件

○農協同組合法案

○農協同組合の制定に伴う農協團體の整理に關する法律案

○委員長(補見義男君) 只今から委員會を開會いたします。本日は休會前の審議に引續きまして、農協同組合法案並びに、農協同組合法の制定に伴う農協團體の整理等に關する法律案、その二案を中心としたしまして質疑を續けたいと思ひます。それからちよつと申し落しました。前回は御要求がございまして大蔵省からの政府委員、或いは大臣、政務次官の出席を要求しております。本日も出るはずでございますが、衆議院の方で大蔵省關係の法律案が一つ上ることになつておりますので、その方に行つておられるそ

うであります。それが済み次第こちらの方に出席せられるのでありますから、それだけ申し上げておきます。

○島村軍次君 各條についてのお尋ね

を申し上げたいと思ひますが、先ず第一が課税の問題につきまして、第四條に「出資をさせる組合には、所得税及び法人税を課さない」とありますが、非出資組合の課税の問題は立法の趣旨がどうなつておりますか、お尋ね申し上げます。それから第二に第六條の「營利を目的としてその事業を行つてはならない」とありますが、營利とは出資配當の制限のみの意味であるかどうかということですが、

それから第三には第十條の員外利用の場合におきまして、例へば政府の方から事業を委託されるというような場合におきましては、協同組合の設立の趣旨に鑑みまして、農業者が主體になるものでありますから、現在行つておる例へば食糧集荷の場合等の措置につきまして、員外はどういうふうな取扱をすべきであるか、これが第三であります。

第四には第十二條の第二號に「當該組合の施設を利用することを相當とするもの」とありますが、この點についてその「もの」とは團體であるか、法人を意味するものか、この問題は實は部落の團體等の關係があらはれるので、今回の協同組合法には部落については勿論何等の制限もありませんし、恐らく先般の衆議院における農林大臣の御答辭によつて見ましても、別途に任意の組合を作らしたというふうな御意見があつたように拜承するのであります。この事實問題としましては、なか／＼この部落の現在ある復興組合等が相當活動してゐる。そこで下部團體としてこれをやらせるか、若しくは別途の組合を作らせるかということが大きな問題になつておるのであります。勿論これに

對しては政府の御意見としては、どちらになつてもいいという御意見であらうかとも思ひますが、一つの協同組合を作つた場合におきましては、成りかねて農林大臣の御説明のごとく、或るべく單位團體において、町村において分立することは避けておきたいと思ふのであります。非出資組合を作らうとする方針によるべきか、或いは又出資組合を作るか、これらに對する農林省のお考え、立案の趣旨を承つて見たいと思ひます。例へばこの精米設備を持つとか、或いは農村工場等の設備を部落で現在持つておる。それは法人でやつておる場合におきましては、今度協同組合になつて、事實上は出資をしてやらなければならぬと思ふのであります。併しそれを單なる任意組合にしますと、施設のある場合におきましてはその關係が非常にややこしくなつて来るのであります。一應この問題の御説明を聽きまして更に質疑を重ねたいと思ふのでござい

ます。要するにこの法文の内容としまして、「相當とするもの」という解釋と共に、部落團體に對する取扱に對する政府の御方針を承つてみたいと思ひます。それから大田部盛子澤山になりますから、一應その邊で打ち切りまして、後質疑を保留いたしまして御説明を願つてからにいたしたいと思ひます。

○國務大臣(平野力三君) 農政局長から一つ御答辭をいたします。

○政府委員(山本利作君) 第四條に課税の免稅規定が書いてございまして、非出資組合には建前として税金を課することになつております。といふと如何にも奇妙であります。今までの立法例といたしまして非出資組合

には免稅の規定がない。現在の財政上の觀念としては、とかく免稅の範圍を擴げるといふことは、財政の状況から思想的に面白くないといふこと、それから又場合によつては、出資をしない組合も作られて免稅の具に供されるといふ處もあるといふような理由から、非出資組合には建前上課税をするといふことになつたのであります。が、併し實際問題として、今まで課税をされたこともなし、又課税をされたいということも實は豫想をいたしてございせんのであります。それから第六條の營利を目的とするとは如何なる意味であるか。これは固より購買事業を假りに例にとつてみますれば、或價値で仕入れた、それに對して或手数料をもつて販賣する、かくのごときものをさすのではないのであります。出資に對する配當をより多くするといふようなことを目的としないうといふ意味であります。第十條の員外利用、この場合に例へば政府が米の集荷を農協同組合に委託したした場合に員外者のものを取り扱へるか否か、これは本來員外者の利用を認めておりますので可能であります。同時に員外利用については制限の規定がありますけれども、若し政府がその村においてその農協組合だけに委託した外のルートからは買入れないといふことをいたしますれば、そこに特別の權能を與えたといふ解釋にるのであります。この全體の五分の一を超えてはならないという制限はないものと解釋いたします。これは戰時中にもそういう解釋をいたしておつたのであります。が、同様に考へて宜からうと思ひます。

それから第十二條の「相當とするもの」これは具體的に相當とするものは如何なる場合であるかといふことは、ちよつと例を擧げるのに苦しむのであります。大凡その區域内に住んでおりますが、農業者でなくとも需要を必要のある者、普通の住民はそういう理由をもつておると思ひます。お述べになりましたような實行組合も、これは當然組合の施設を利用する理由をもつておるわけでありまして、今後名前は實行組合といふことになりませんけれども、これは現在の取り扱ひと同じでよいのじやないかという考へ方をもつております。御承知のように現在の實行組合は法人になつておるものもあり、又法規が面倒だといふような理由で、法人になつておらないものも極めて多數あるわけでありまして、從つてそういう事實の儘でよいといふように私どもは考へております。又出資をせしむるや否やといふことにつきましても、法制上何等の制限はございせんのであります。特別の精米施設等を持つておつて、出資の組合にした方がはつきりするといふ場合には、これを出資の組合にしたらい。ですからその時の便宜に從つて、都合よく運用されればよいのではないかと、この程度に考へております。この實行組合が組合員になりました場合には、勿論これは元來法人は何といふか、正當な組合員としていないといふ意味合からこれは準組合になるわけであり

ます。

○島村軍次君 そうですと團體加入といふのがこの規定で認められる。而して私個人として入る場合、農民として入る場合と、團體の實行組合の長として入る場合と、こゝ二種に加入す

るようになるのですが、立法の精神は

の組合が法人としてある場合において

もございまして、この貸付といふこと

たまででありまして、その他の通常總

轉車を作つたり、そういう材料は他か

○島村軍次君 各條についてのお尋ね
なつておるのであります。勿論これに
での立法例をいたしまして非出資組合
それから第十二條の「相當とするも
として入る場合と、こう二種に加入す

ることになるのですが、立法の精神は
そつたと解釋して宜しうございます
か。
○政府委員(山添利作君) 法律の表向
きにおきまして團體加入ということは
認めないのではありませんが、事實上
取扱としてお話のようなことがあるわ
けだと思ひます。従つて何かし、それ
から又何がその代表者たる何かし、こ
ういふことがあり得ると思ひます。

○島村軍次君 そうしますと施設を
持つておる場合に先程の例で申し上げ
たように、精米設備を持つておる、或
いは製粉設備を持つておる、この者が
協同組合へその設備を持つておる数
人、或いは部落が員外利用者として加
入し、而して個人の農民として加入す
ると、こゝろいふふうな結果になると思
ひますが、さういふふうな取扱として、
解釋して宜しいか。

○政府委員(山添利作君) 各個人は正
式の組合員として第一號の農民として
加入するわけでありまして、さういふ
施設を持つておる團體が第一法人であ
るか法人でないかという二つの場合、
法人であります場合には法人として準
組合員として加入をする、法人にあら
ざる場合には、その代表者が加入をす
ればよいわけでありまして、員外利用
という場合ではないように思ふのであ
ります。尤も員外利用をするというよ
うな、ともかくその代表者名義を以て
加入しておるといふ關係が起ると思
ひます。

○島村軍次君 そうしますと、法人
として加入する場合におきましては、
法人の資格が、例えば部落で協同組
合として作つて、さうして施設を持つ
ておる。その場合に同一町村内に數箇

の組合が法人としてある場合において
は、町村の區域の協同組合へ加入する
というときには、そのものは連合會の
形になるというふうにも考えられるの
ですが、その問題に對しては當局はど
うお考えになりますか。
○政府委員(山添利作君) 法制的に申
せば、連合會を作ることも可能であり
ますが、併しそれが適切であると思
つておりません。

○島村軍次君 それから第十條の連合
會の組織の場合におきまして「第一項
第一號及び第二號の事業を併せ行ふ農
業協同組合連合會は」云々ということ
がありますが、第一號及び第二號を併
せ行ふというのでありますから、貯金
と貸付の場合においては、一つの仕事
は、法律的には併せ行ふとありますた
めに、一つの仕事は、貸付なら貸付、
或いは貯金なら貯金をやり得るかどう
かという疑問が出て来ると思ふので
す。それに對してはいかがですか。

○政府委員(山添利作君) 第一號及び
第二號の事業を挙げましたのは、普
通にいわれる信用事業という意味で舉
げたのであります。大體文字の解釋
をいたしますと、一號だけの仕事或
は二號だけの仕事をやつておる組合員
は監督でもよろしいという解釋になる
わけでありまして、事實問題といたしま
して、貯金の受入だけをやつておると
いう組合は、おおよそ想像しても意味が
少ない。ところが一號の方の仕事は、貯
金業務はやらなければならないけれども、貸付をす
るというものはあり得るわけでありま
して、例えば極めて外から或資金を借
りて来る、これを組合員に貸付ける、
販賣事業なんかについて物の集荷をす
るための資金等についてさういふ場合

もございますし、この貸付ということ
は、貯金業務をやらなくても、協同し
て信用を得るといふ意味においてあり
得ることでありまして、さういふことを
普通の事業を行ないます連合體である
とか、若しくは單位組合でもやつちや
いかんということをいふ必要はないの
であります。この併せ行ふと書いて
ありますのは、字は變つてはありますが
すけれども、要するに普通信用事業を
行なうという意味でありまして、當局
にとつては必要ない資金の貸付だけ
を行なうものはこれは差支ないのだ、
こゝろいふ含意があるわけでありま
す。

○島村軍次君 それでは續いて第三十
四條の「理事は、毎事業年度一回通常
總會を招集しなければならぬ」とあり
ますが、産業組合法當時は「少く
も」という字が使つてあつたのであり
ます。さうすると通常總會は一回であ
るが、臨時總會を理事が招集する場合
があり得ると思ふのでありますが、そ
れは定款中に規定していいのかどう
か、こゝろではその點がはつきりして
ないのであります。その點を御説明
をお願いしたいと思います。

それから第四十二條の會計主任の職
務權限、又は四十四條の貸付の最高限
度をはかすべきか、その次は少し元
へ戻りますが、農村工業の範圍につ
いて政府ではどう考へておるか、先ずそ
の邊で後まだ數項ありますが、後程に
關つてお答えを願ひたいと思ひます。
○政府委員(山添利作君) 三十四條は
事業年度一回毎に通常總會を招集する
という意味でありまして、臨時總會の
必要があれば、無論招集するわけであ
りまして、これは事業年度についてだけ
一回通常總會を開くということをし

たまででありまして、その他の通常總
會を開くことを豫想してないといふ
意味合ではございせん。それから會
計主任といふものは、普通の收入役
みたいなものでありまして、これは外
國の立法例等には必ず組合の理事、そ
れから書記長、會計主任、こゝろいふも
のが設けてある。さういふ意味におき
まして、非常に大切な仕事をする人
でありますから、特に會計主任といふ
地位をここに認め、その選任、解任は
理事會によつてこれを行ふということ
にいたしましたのであります。別にこ
れが代表權を持つてゐるというよう
な理事の意思とは違つたところがござ
います。が併し會計主任という地位を
重視してゐるという精神の現れであ
ります。

それから四十四條の貸付限度の規定を
いかに取扱うか、こゝろには「農業協同組
合連合會が一會員のためにする手形
の割引金額の最高限度」といふのが書
いてございまして、普通の組合におけ
る組合員に對する貸付限度の規定は出
てこないのではありませんが、併しこ
れは仕事を取扱いたしましては、信用
事業等において慎重を期するために、
さういふ取扱をした方がいと思ひま
す。従つてこの定款若しくは定款の外
の規約といふものを定めるのでありま
すが、この規約の中にはさういふ事
柄を決めるようにした方が適當であ
らうと思つております。それから農村工
業の範圍であります。第十條……
本来農村工業と申しますれば、固より
農産物の加工或いは副業的なもの、或
いは全然さういふことには關係なく、
寧ろ農村の勞力を利用するといふ意味
における、例えば時計を作つたり、自

轉車を作つたり、さういふ材料は他か
ら得るところの工業がございます。こ
の十條における農村工業、これは常
的に廣い意味に解釋してもいいのであ
りますが、今の農産加工等のごとき問
題は第六號等に入ると解してよろし
いのでありますから法律解釋の農村工
業といつたしましては、組合員又は組
合員の家族の勞力を利用するための農村
工業、さういふふうな解釋したらよろ
しいと思つております。

○委員(橋見義男君) ちよつと島村
さん、松村さんは外の委員會から呼ば
れておられるのださうですが、ちよつ
と簡単に聴きたいというのであります
が……
○島村軍次君 それでは留保させて載
きたいと思ひます。

○委員(橋見義男君) それから實は
できるだけ大臣に差し續つて御出席願
つておりますので、大臣に對する御質
問がございますればそれをやつていた
だきたいと思ひますけれども、若し逐
條的に内容に入つてやるようでした
ら、大臣は外の方にも御都合がある
と思ひますからさういふ方へ行つて頂
きたいと思ひます。

○松村眞一郎君 私は第二十八條の末
項の規定であります。それは「行政廳は、
模範定款例を定めることができる。」こ
れでどういふ模範定款をお作りにな
るお積りであるのかと思ひましたが、今
日御配付になりました、私はこれを見
てこれでは模範定款ではないと考へる
のであります。私は元來行政廳は模範
定款を定めることができるといふこと
がなせ必要があるかといふことを言
いたないのであります。これは寧ろ大臣
も政府委員と問答した方がよいと思

寒さに向いまして、これをすり上げる
 というような関係から、これを機械的

に委託するというようなことになりま
すというのと、これは腐敗等の虞れもあ
りますし、又農民の創意工夫というも
のを滅殺するというような虞れがあり
ますので、かような政策に對しまして
は、私どもは農村工業の面を極度に萎
縮させるものだというような考え方を

持つておるのであります。澱粉の需要が多いので、或いはそうした統制をせしめようというような管理局方面に考えがあるかも知れませんが、これは現在ある閣等は取締る方法もあると思ひますので、さような面がありますので、獨り澱粉事業のみならず、農林工業の面を高度に農林省において私は指導育成して頂く上におきましては、

うした施策を斷乎として一つ實施して頂きたい、かように思います。以上の點を希望並びに御質問申し上げます。○政府委員(山添利作君) 農民の範圍は、別に法制的に何らの規定はございません。これは社會通念と申しますか、そういうところで判斷をすればよい。結局これは組合員の資格のところへ書いてございますが、定款で決めちゃばよいと思ひます。一應いわけの模

定款には今までの提議會の會員等の資格に關する例を踏襲しております。然しそれに拘束されるものではないと思はれます。當識的に定款で決めたらよろしいと思ひます。

それから利用の範圍でありますが、組合員の家族等が利用しますものも、これは當然組合員自身の事業の費用と見るのが妥當であると思ひます。が、全然關係のない人の子供は、こゝにはもう當然員外利用でありまして、

ということを書いておりますが、その

政府はこれに對して一定の農業の範圍

が、その點をはつきりと今一顧をう

敗し易いところの事を、特に短期間に、

はもう當然員が利用でありまして、若

し、そういうような状態の病院であらば、こういう機会に、これはそれにふさわしいような措置を考えたならば、いさやないか、協同組合としては不適切であると思ひます。それから貸付のみをやる組合、尤も貸付のみと言ひましても、いろいろな事業をやつておられ、そして、資金を下部の組合に貸付ける。これは例へば假りの例であり、その組合を集めて「みかん」の諸語を集めてアメリカへ輸出する連合會ができると思ひます。その場合に集荷のための資金というものが要るわけであり、その資金を貸付する組合として、その組合が必要であると思ひます。そういうことは事業をやつておられる、何ら差支ない、こういう半面解釋ができて来る規定であります。

○國務大臣(平野力三君) お尋ねの農村工業の點であります。これは先刻農政局長からも答へたいたしましたように、我々の概念とする農村工業は、農民の生産品を加工して行く、而してこの加工をできるだけ高度に行う、これを一應原則として農村工業と考へております。同時に農民の生産品を加工するものでも、農家の餘つておる勢力を利用して、他の品物を生産する場合における工業設備も、農村に移行して来る時には農村工業とみなす。又これも我々は將來相當に考へておる、かように申し上げて置きたいと思ひます。そこで製粉工場について具體的事例がありました。將來は協同組合において行つておる工業設備によつて農民の生産品を高度に加工する、この方針を採つて行きたい、かように指導したいと私は思つております。併し現段階においては、現在設備をされてお

るその工場というものが、今當面必要なる生産をやつておるのでありまして、これを直ちに中止して、協同組合に移行するということもできない場合においては、現在の設備をその利用して行きますことは、これは當然であり、まして、これがどういふように遷り變るかということ、今後の協同組合の發展と、その土地の状況を睨み合せまして、これが推移するのであつて、今取りになりましたような點については、よく食糧管理局とも相談をいたしまして、御希望に即うようにいたしたいと思つております。大體の考え方としては前段に申し上げたような基本的なる農村工業という趣意から、今後製粉工場等を見て行きたいと、かように思つております。

○森田重蔵君 大臣に一つ御質問を申し上げたいと思ひます。第一に、今後の農業協同組合と、農民組合との關係につきまして、如何なるお考えがあるか、又政府におきましては、今後農民組合法を制定する御意思があるかどうか、こういう點につきましては、何故かかる御質問を申し上げるかと言ひます。この農業協同組合の團體契約の點におきまして、農民組合の活動の範圍と重複するやうな點なしとは言えないと思ひます。そういう意味におきまして、農業協同組合と農民組合との關係につきまして、政府はこの農村に對しまする或いは指導、經濟方面に對しましてどういふ政策を持つておられるか、勿論空白なくしてできることが理想でありますけれども、或村、或縣におきましてはこれはさういふうなことがなしとは言えないのでございすが、その點につきましては如何な

る対策をお持ちになつておられるか。第三番目には、私休んでおりましたから或いは一般の方から御質問があつて重複しておるかも知れませんが、現在問題になつておられるのは、國並びに縣團體段階におきましますところの連合會であります。この連合會對しては、これは先ず第一に綜合的な連合會がよろしいか、第二番目には普通農業と畜産、或いは養蠶、柑橘、或いは茶葉等、こういうやうないわゆる特殊農業の各部面に互ひましますの連合會を作るべきであるか。

第三番目にはもう少し大きな意味におきまして東海地區であるとか、關東地區であるとか、東北地區、或いは關西地區とか九州地區とか、いわゆる全國を何地區かに分けまして、ブロック的な連合機關がいかにどうか、殊に縣段階におきましては、御承知のように郡段階の連合會を方々におきまして計畫をしておられるやうな點もなしとは言えないのであります。

併しながら將來の系統機關といふものの實體を直視いたしました場合において、かかる郡段階のものを一時的に現在の時代においてこれをよしとして作るやうなことはいいか悪いかというやうな問題につきましての御意見を承つて置きたいと思ひます。殊に私がこゝういふ問題を申し上げるのは、それは仄聞したところではありますけれども、製絲家が主體となりまして養蠶の系統的な國家的ないわゆる協同組合の連合會を作らんとして……私は数字的にはこれは如何であるか明言はできません、聞いた話であります。二千五百萬圓以上の金を投じてこれを協同組合の系統的な設立に費さんとし

てその推進運動をしておるといふことを聞いたのであります。こゝういふ問題につきましても將來かくのごとき運動をしたのを中止せよといふことはなかなか困難なことにもなりますし、又さういふものを作らざるということの考へであるならば一般にこゝに發表いたしまして、圓滑にすべつてものができ上るやうにしたいといふ考へから一應農林大臣の御所見を承つて置きたいと、こゝ考へます。

第四番目には最近政黨の協同組合設立運動が行はれておるのであります。或いは自由黨、或いは社會黨、或いは各黨におきまして協同組合の設立推進運動が行はれておるのであります。が、農村の協同組合の設立に當りまして、政黨がこれに參照して、計畫しましてこの推進運動をすることは是非をお伺ひして置きたいと思ひのであります。

第五番目にはこの推進運動をなすに當りまして、官廳の推進方針と申しましようか、推進運動、啓蒙運動等民間の今までの團體或いは農民の團體が推進する運動とに、そこに錯誤を生ずるやうな處れなしとは言えないのであります。ここにござまして官廳が民間との間におきましますところの將來の我が國の農村の建設のためにもこゝに協同組合の推進、啓蒙運動の不一致を見るというところは日本再建の上におきまして甚だしいがはしい考へ方であると思ひます。であります。故に、こゝに官廳と民間との間におきまして十分なる連絡協調の下に農民を迷わさざるやう確乎たる推進啓蒙運動の方針を一つ決めて頂く必要があるのではないかと、それにつきましては農林省の擔當者の方々

「一番最後には、とにかくこれは分り切つたことであるけれども、この席上で大蔵からはつきり御答辯願いたいと思ひますことは、この農林會といふものは非常に封建的なものであり、いろいろの點におきまして悪いものであるといふような宣傳が餘りに過ぎたるものでなからうかと思ふのであります。この點はこの席上で申上げることとしては後日に譲りまして、この問題につきましては農林會の役員が地方におきまして、新らしい協同組合を正しにいれを指導せんとして働く場合におきまして、往々にしてこの農林會の役員がこれに携へることは不正なるものである、携へるべきものでないといふようなことを言われる場合が多いのでありますけれども、決して農林會を温存せんがために啓蒙するのではなく、指導するのでない、正しい協同組合の建設を指導せんといひまして努力するところの役員は、將來の日本の農林と考へるがためにこれをやるのであります。故に、この點につきましては農林大臣として、はつきりこういふ點に對する御答辯を願ふことが一般の變曲つたる宣傳を除去することにもなるのでありますから、私はこれは質問するまでもないことではありますが一應御質問申し上げたいと存するわけでありまして、向その他大分ありますが、他の方もあるようでありますから速應しまして、この程度に一應止めて置きます。

○國務大臣(平野力三) 農民組合と農林協同組合の問題は相當議論のあるところであると思ひますが、私は農民組合の持つておる立場と農林協同組合の立場というものは共通の點もあるものであります。大體においてその存立の意義は相當明確に規定できる、かように思つております。農民組合は端的に申しますれば、その活動の面は政治問題が非常に多いのであります。政黨ではないのであります。例へば土地問題にいたしましても、或いは現在の農村の改革を要求する面においても、政治的に訴へて解決する、政治的要求を擧げて運動をするという面が多いのであります。農民組合は相當に政治上の目的を持つておる。協同組合の方は政治運動をしてはいけな、これが嚴格に規定されておるものであります。この點は明確に違つておる。協同組合はしばしば申し上げますように、協同の精神による生産力の昂揚、こういう點において極めて大きな目的を持つておる。農民組合とはその點は全然と區別ができる、かように考へておるのであります。因より協同組合のリーダー、或いは農民組合のリーダーが將來日本の農村に對して擧げておる一つの目的、目標、理想、こういうものについて、は相當共通な面があるのであります。併し具體的に農民組合の當面せる活動は相當政治的である。協同組合の當面せる活動は協同による生産力の昂揚、こういう點において區別ができます。考へております。従つて私といたしましてはこの協同組合が先ずできまして、この協同組合によつて當面の農村における所管の問題を解決することが急務でありまして、今直ぐ農民組合と法というものをこれに併立して出すという考へ方は現在持つておらるのであります。

第二のお尋ねは、農林會が解體されて、その中間の空白状態をどうするかというお尋ねであります。解體されまして空白状態ができるということは固より當然であります。すでに農林協同組合といふものが非常に全農村に浸透したとして、協同組合に對する設立の意氣といふものは相當燃え上つておると思ひます。この法案が本議會を通過いたしますと、直ちに協同組合に對する設立運動が全國的に起ると思ひます。又我々はさうな運動をいたすことにいたしておる。直ちに、この空白に對してはそれ程御心配はない、かように考へておるのであります。

第三の御尋ねであります。この連合會がどういふ形においてできることが理想であるかという點であります。これは率直に申しますと、協同組合の精神は先ず單位組合ができて來まして、その單位組合がやつた上において一番よいように發展するといふのが考へ方でありまして、今この問題を餘り規定的に大プロットのものがよいとか悪いとかいふことを述べるとはどうかと考へておるのであります。ただ御指摘になりました農林協同組合であるとか、農林協同組合、茶業であるとか、農林協同組合、その線に沿つて連合會を作つて行くといふことは望ましいか望ましくないかという點においては、いろいろ人おの／＼議論があるところでありまして、私といたしましてはそれは自然の形において業種別の組合が連合會を作つて行くといふことは、又これは協同組合法の自由の原則に従つてこれ亦自由である。やつて行つた上において非常な弊害がある場合において問題が起るのである。今からこれをやつて行つてはいけな、かように考へておる。御指摘になりました製絲家が非常に投資をして協同組合を作つておるというところも多少耳にいたしておるのであります。これが、これもさうなことは望ましいことでは固よりありません。飽くまで上からの指導でなく、下からの盛り上げる共同組合でなくてはいかんと考へるものであります。さうなことがよいこととは思つておる。併しこれ亦さういふ運動もあり、業種の組合ができつつあるといふことについて、これは自然の状況を我々は見た上において對策を立てるべきものであつて、今から餘りあはしてはいけな、こゝしてはいけなといふような干渉がましいことをなすことはいかん、かように考へておる次第であります。

第四の政黨人が協同組合を相當に利用して使わんとおるという點であります。固より協同組合は先般來申し上げておりますように、政治運動をなすべきものではないのであります。従つて政黨の指導者が自己の黨勢を擴張しようとする意味から、協同組合を作るといふことはこれは望ましくありません。従つて農民は又さうな指導者によつて協同組合を作るのではなく、お互ひの農民本然の姿の上において、自由なる共同の精神によるところの協同組合を作らるべきであると思ひます。

そこで御質問の第五點であります。が、かような弊害を除去するために、我々は政府といたしまして又民間の人といたしまして、眞の協同組合の精神といふものをお互ひが協同の精神によつて農村の生産を高め、農民の經濟的向上をはかる、こゝういふものが協同組合であつて、徒らに政治運動の手段になつたり、或いは脱線をして民主主義の原則に反するやうな協同組合を作るべきものではないといふことについては、大いに運動を展開いたしまして、政府においてもこの法案が通過いたしますならば、相當大々的に協同組合法の精神を全農村に普及徹底する、こゝういふことについて現在相當用意があるものであります。

第六番目の御質問であります。農林協同組合に對する職員の失業問題をどうするかという點であります。これにつきましましては、固よりこれらの職員の人の道において協同組合に吸収される人もあります。又政府が段々仕事をいたします所の農林生産調整法、或いは農林の統計調査に關する諸般の施設等について當然これらの者は吸収されましよう。又新しく政府が計畫いたします所の農林指導機構、こゝういふような面においても、優秀なる技術者等は十分に活動の餘地があるのであります。農林協同組合に對する職員の失業問題については、我々においても萬般の準備と用意をいたしておる積りであります。

最後のお尋ねの農林協同組合の役員或いは從來の農林會を排擠するといふやうなことは、これは私は避けたい。かように考へまして、自分といたしましては嚴にさういふやうな言論はいたさないことになつております。問題は土地改革においても、それは地主という個人が悪いのではない、地主という個人をいぢめるのでは決してないので、

うな結果になるのでありまして、これに對する例へば農樂用の資材の協同組合の優先的な確保に若し御賛成ならば、それに對するどの程度のものができるかといふふうな具體的な施策を、これを合せて農樂經營の協同化や技術の向上に對する積極的な助成の具體的な施策をお持ちならば、その施策を一つ示して頂きたい。このことが一つと、それから先程ちよつと問題になりました農樂會の役員の問題でございますが、固より私達も、曾つて農樂會等の役員の人たちが、固より農民として、耕作農民として我が國の農樂の再建のために努力して貰うということに反對などではなくて、農樂の民主化を推進して行き、我が國の農樂の民主的な再建を圖つて行き、協同化を圖つて行くのには、それらの人が更に農樂協同組合の中に入つて行つて指導權を握つて参りますことは、非常な妨げにもなりませんし、從來のいさゝか戦犯追ひましますと、この戦争中に大きな役割を果した農樂會等の役員の人々が、戦争責任を感じることは當然のことだと思ふのですが、從つて昭和十二年の七月十二日から昭和二十年の九月二日に至る間の農會法、農樂組合法及び農樂團體の役員であつた者に對する農樂協同組合の役員から除外するということは、最も必要なことだと思ふのですが、その點に對する大臣の明確なる御答辭を願ひたいと存するのであります。以上二點であります。

○國務大臣(平野力三君) 農樂の技術面及び農樂生産力をどうして上げるか、かういふ點については私共非常に深く考へておるのであります。そこで

先ず現在農業資材として最も必要であり、またその肥料であります。この面については今日ちよつと明確な数字を用意して参りませんので、抽象的で恐縮であります。重要化学肥料の生産は非常に上廻つておるのであります。従いましてこの點については、この面に関する限りは、今後横流れを政府が徹底的に防止して、農業生産調整法の施行と共にこの農業協同組合に極めて公平に、極めて適時に相當數量の化学肥料が増配できるといふ面においては、農業生産力上昇の點において相當自信があるものであります。

農機具の問題については、これは率直に申し上げますと、現在割り當てられておりますところの鐵鋼、これが非常に不足いたしております。これは十分ではありません。併し政府といたしましては日本の農業として適當なる、協同に利用し得るところの農機具はどのようなものが理想であるかといふことの研究はすでに始めております。従つてこれについては研究機關も設置し、只今試験場におきましては、すでにこれらの機械についての試験等もいたしておるのであります。この製造されるものについては、十分ではありませんが、併しながら順次協同組合が使用するべき農機具等の問題についても、我々いたしましては相當に研究をいたしております。尙農業用の技術の點についても、従来の技術者の上において、日本農業に對するところの技術指導の面において、最も適當なるものを指導農場等に入れて、これらの面から農業面の生産能力を昂揚するといふような點については萬般の研究をいたしておるのであります。不十分な點も十分あります。

するが、農業協同組合をして決して作文に終らせるというふうなことのないだけの用意は順次いたしておることを御了承願つておきたいと思ひます。

それから第二の御質問であります。が、農業會の役員を、従来の指導者であつた者を農業協同組合の役員にしないようにしたかどうかといふ御趣意であります。これは私もいろいろ研究をいたし、いろいろ考へて見ました。そこで結論をいたしましては、さうなことを法文やその他に課するといふ必要はない、かように考へておるのであります。さういふのは協同組合の精神は飽くまで自由である。飽くまで農民本然の自主的な形態から来るのであります。さうな地位を持つておる指導者は、つまり當然はみ出されるといふことが考へられるのであります。その點を特に明記して、これはいけないといふようなことを法律で書くこと自體、これはやはり自由の原則から見て適當ではない、かように私は考へておる。同時に申し上げたいと思ふことは、會の役員の人である。従つて、會の役員の特權とか、土地を所有しておるなどの地主たる勢力とかいふようなことの議論をななく、捨てて、農民であるといふ本然の姿に立つて、その立場から農民として協同組合に参加するといふその權利、その自由を法律によつて拘束すべきではないと私は考へておるので、この點については、御指摘のような點は餘り窮屈に考へなくてもいい、ただ問題の、追放されておられるところの従来の明確なる人達が先に首領をとつて、協同組合も従来の農業會の指導者がや

るのだといふことを故意に宣傳をせられ、故意にさういふ場面があるといふことは、これは固より望ましくないこととあります。これはおのずから法律に明記しなくても自然に私は解決されるのではないかと、かように考へております。

○板野勝次君 第一の資材面に對する具體的な資料が若しできるとすれば、他の方面でも或いは必要とせられると思ふのです。具體的な資料ができれば一つ頂きたいと思ひます。

○國務大臣(平野三三) この點は具體的な用意がいたしてあります。衆議院の方においては一回發表したこともあると思ひますが、適當の機会に一つこの委員會に發表したいと思ひます。

○北村一男君 前回の委員會におきまして大臣に對しまして、今後の農業組合の指導方針は一町村に一組合といふような建前で御指導になることができないかといふことを伺ひしたら、こゝういふ方針が好ましいといふ御答辭がございました。その後松村委員からいろいろ執拗に大臣に御質問があつて、大臣の御答辭の趣旨は少しく後退とは申しませんが、緩和なされたように承つたような記憶がございますが、どうかこの一町村一組合の御指導の精神は、飽くまでもこれは正しいか正しくないかは別といたしまして、適切であると思ひますから、どうぞこの御信念を再確認いたして貰ひたい、かようにお願いしたいと思ひます。

は株式會社などの譲渡に制限規定を置いておることはございしますが、先程大臣の御説明のように、この組合が自由の原則を採り入れておるといふようなことから考へまして、この持分の譲渡について制限を置くといふことは、株式會社でも段々少なくなつて來ておる。これは譲渡の場合に譲渡する人が非常に不利である。殊にこの地域を決めまして組合を作ります場合に、限られた地域において限られた人に譲渡をいたします場合にこの制限を置くまゝすると、甚だ譲渡するものには不便である。こゝういふ點からいたしまして、この承認を云々といふことは、これは削除なさる意圖がないか、是非削除して頂きたい、かように考へておるのであります。

それから問題になつております十條の終りの方にあります「第一項第一號及び第二號の事業を併せ行ふ農業協同組合連合會」これは町村におきましての連合會も含むものであります。よゝか、それとも縣團體における連合會を示すものであります。若しも町村における連合會をこの中に含むといふと、小さい組合が假りに二つできまして場合に、この小さい組合では資金の受入れと言ひましても信用程度が低いからな、預金が集つて來ない。いろ／＼信用事業を行うに不便がありますから、若しも町村を含むといふことであります。非常に不便が多い。それでありまゝから、これは町村を除外するように願ひたいと思ひます。

それから第四番目には、この農業會で病院を経営いたしておりますが、その場合において、この農業協同組合が若し病院を経営します場合に、これは農村の生活及び文化の改善に關する施設といふような條項で病院を経営をすることはできるかどうか。又外の條項があつて經營することができるとか、それをお示し願ひたいと思ひます。

○國務大臣(平野三三) 一町村、一組合が理想であるといふ考え方は現在も毛頭變つておりません。ただ御質問なさる方が、一町村、一組合といふことのみを固執するといふことは協同組合法の精神に違ふことではないかと、こゝういふ御議論であるならば、固より一町村、一組合でなくてはならないといふのではない、こゝう答辭しておるのであります。これについては先程私が申し上げたのと何ら變りはありません。以上であります。

○政府委員(山瀬利作君) 十四條における出資の持分の譲渡に對する規定であります。これは従来の立法例に倣つてあるものであります。株式會社は多少ニュウアンスの違ひはありますが、何と申しましても協同組合は人の團結である。單なるその出資にいたしまして、株式會社のごとき株主とは違つた意味を持つておるのであります。固よりこの第四條第一項のごとき事項が特に必要だといふ點を強調するわけではございませぬけれども、これは従来の立法例に倣つておいて差支なからうかと考へておるのであります。

それから十條における連合會の區域の範圍でございしますが、この法律全般を通じて區域に關する何等の規定はございせん。従つてこの十條に

てあります。十分の黒も十分あります。

協同組合も従来の農業協同組合の指導者がや

合の承認を得なければならぬ。これ

その場合において、この農業協同組合

はございせん。従つてこの十條にい

うところの連合會も、町村區域の連合會があるとなれば當然含まれるわけでありませう。併し實際問題として先程農村委員の御質問の中にも申されたことであるが、町村単位で連合會が作れるというようなことは實は豫想しておられないのです。又適切であるとも考へていないのであります。従つて町村單位のものを除く、むしろそういうものがあるかのごとき規定を設けることがよろしいとは思わないのであります。

それから同じく第十條の第九號によつて病院の經營等なし得るか。私もさういふふうに考へます。

○岩本哲夫君 第十條に組合員の事業に對して必要な資金の貸付ということがございしますが、これは先程他の議員からの御質問もありましたが、村單位の信用施設では預金も集らず、現在その組合員の事業の範圍とは、組合員が農業經營をする事業であるか。例へば組合員の餘力があつた場合には、他の工業を農村工業として認めてやるという大臣の御趣旨というものを考へまして、組合員が農業經營以外の勢力があるから、或いは思ひつきがあるから、他の工業を組合員がやりたいというところで、この資金を融通し得るという制度でありますかどうかをお尋ねしたい。

それから前々の委員會において、府縣が單位の連合會において、府縣が單位の連合會が信用事業を営むことを要請されたことと對しまして、且これを修正しなければ本案に對して同意が得ない趣旨を他の議員から多數述べられたのに對して、大臣から修正しても止むを得ないという御意見があつたよ

うに承知いたしておりますが、これは修正しても政府においては異議のないことを確約されたことと解釋していくのであります。どうかをお伺いしたい。

それから更に大臣に國務大臣としてお尋ねしたいことは、まだ出ておりませんが、商業並びに工業協同組合法案等も準備されておるやに承つておるのであります。農業協同組合、商業協同組合、工業協同組合とはおのその事業、性格、趣旨とする所はやや異なる所がありますが、概ねその趣旨、精神、事業の範圍といったものは又共通し得るものもあると思ふ。然るて又

協同組合法案としての根本精神から、若し政府がこれらの商業協同組合法案、工業協同組合法案を提案される場合におきましては、この點を甚だしく不利なる、差別の生じないよう、商業協同組合、工業協同組合に共通し得るようによつて御考慮いたしと思ふことをお願いいたします。御意見を承りたいのであります。

それから最後に政治運動を協同組合設立並びに事業經營、或いは指導方面に對して深く差控むことは避けたいといふこととありますが、事實上これは政黨に所属する者が或いは組合長、或いは首腦役員となり、事實上の指導者となり得ることが殆んど明かな傾向と思はれるのであります。これは絕對信條としてそういうことを避ける御方針でありますか。例へば政黨に所属

する者は、この協同組合の首腦者たることを得ないといふことを考へられるのであります。どうか、この點などをお伺いしたい。

○國務大臣(平野力三君) 金融の點は廣く考へておりますので、御指摘のようにならぬ農村の農業以外工業方面においても當然金融したいといふ、かように考へております。

それから修正の問題であります。この農業協同組合法及び農業團體解散に關する施行法は、政府といたしましては基本的なる修正はいたす意思はないのであります。私が修正という字句を用いたのは、國會は無論修正をする權能といふものが當然國會にあるのであつて、そのことを申し上げたかと思ひます。この協同組合法とこの施行令に關する兩法案を修正するといふことは、政府としてはその意思はありませぬ。この法律は土地改革と共に一つの日本の民主化の基本原則の上から出たもので、且この法案を上げたいまは、關係方面とも非常な長時間に亘つて極めて詳細なる打合せがなされてありますので、政府といたしましては、これに對する修正をする考え方はないといふことを明確に申し上げておきます。

最後に生活協同組合、商業協同組合法案の關連の御意見がございましたが、これらの協同組合については、未だ私共明確にその内容を検討いたしておらんのであります。農業協同組合法はこれらの法案に優先いたしまして、現在日本民主化の非常に基本となつておるものでありますので、先ず農業協同組合法について我々基本的な考へて、然る後に他の問題については、その關連

については検討を加えたい。かように考へておる次第であります。

○委員長(橋見義男君) それでは午前中はこの程度にしまして休憩しまして、午後は一時から始めたいと思ひます。

午後一時四十分開會

○委員長(橋見義男君) それでは休憩前に引き續いて會議を開きます。最初にお断りいたして置きたいことがありますが、それは午前中の會議の際に、午後から大蔵省關係の大臣或いは政府委員が出席するように申しておりました。が、復興金融庫の關係の委員會が出席して、大臣以下の方にどうしても出席しなければならぬので、この委員會には出席困難であるといふことでございまして、従つて大蔵省關係の御質疑は後日に留保して頂きます。農林省關係のことについては御質疑を御繼續願ひたいと思ひます。それから實は協同組合法をやつておる最中に外の法律案の審議に入りますことは、如何せん、混同を來たしまして御審議の上においても御不便かと存じますが、實は御承知のように農地開發營業が今月の確か二日であつたと思ひますが、突然閉鎖機關の指定を受けて現在閉鎖機關として存置しておるわけでありまして、従つて農地開發營業の仕事は政府が引き續くことになり、それに伴う法律案がこの委員會に參議院の方に先議として懸つておるわけでありまして、今申しますように、閉鎖機關になりましたので、早急にこの法案について審議をする必要がございしますので、協同組合法案の審議の途中でございますけれども、明日その法

案について審議をいたしたいと思ひます。午前中にも申し上げましたように、その法案の参考條文として二つの法律案を、自作農創設特別措置法、農地開發法をお配りしたような次第であります。その點御承知置き願ひたいと思ひます。

それともう一つ參議院の先議になつております農業資産相續特別法案が、これは事務の性質上、司法委員會と農林委員會とで合同審査をすることになつております。司法委員長とも打合せいたしました結果、明後日午前十時からこの方の合同委員會を開きたいと思つております。従つてこの點も御了承願ひたいと思ひます。では只今から協同組合法の外一件について質疑を繼續して頂きたいと思ひます。

○藤野繁雄君 今回の農業協同組合法は農産物の生産の増進といふことに主力を置いて作成されたといふことであるのであります。従つてもしそうであるとしたならば、事業の場合において主力の點を先に書いて行かなくちゃできないのじやないか。ただ第十條と關係して見ますと、組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付といふようなことが一番先に書いてあるが、これは立法の精神上、生産の増加といふことに主力を置いて前に書かなければならぬやないか。現在の農業團體法を讀んで見ても、農業の指導獎勵であるとか、そういうふうなものを先に書いてあるのがあるが、今同様に組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付、それから何々といふふうな順序に、順序を改められたところの理由はどこにあるのであるか。こ

ういうふうなのが非常に重要であるからということ、この順序に書かれたのであるか。十條の意味を一つお願いしたいと思うのであります。

それから十七條の經費の賦課は、從來は一定の制限があつたのであります。が、今同様にこれに對しては制限はされない方針であるかどうか。若し制限をされるとしたらばどういふうふうな制限をされるのであらうか。

それから十八條の過意金についてはいかなる制限をされるのであるか。過意金の徴収は自由であるかどうか。二十條の加入金については何が加入の制限を、加入金に對する金額の制限をされるのであるかどうか。

四十五條の議長を總會で選舉しないでも、議長は組合長がそのまま議長になつて差支ないじやないか。議長を總會毎に選舉するという理由はどこにあるのであるか。こういううふうなことをお尋ねしたいと思つてあります。

○政府委員(山添利作君) 第十條の事業項目を擧げました順序に關する御意見につきましては、立案の経過におきましては前述になりましたような思想を持つておつたのであります。いろいろやつて居ります中に、こういう順序になつた。これには別段特別の理由はございません。事例の生起する分と申しますか、そういううふうな分を頭に置いておる、こういう程度であります。固よりこの順序は、その重要性を必ずしも順位づけておるものではないのであります。やはり生産協同體という意味における性格、又使用を發揮して行くべきものと考へております。それから十七條の經費賦課につきましても、法令上何らの制限はございませ

ん。十八條の過意金につきましても同様であります。この方は定款なり總會の定むるところによつて自治的に組合で定める。それから加入金につきましても法令の制限はございせんけれども、これは當然現在の組合員が加入の際に困難な條件を附してはならないというのであります。持分が非常に多くなつておる。百圓の拂込に對して持分が百五十圓である、そうすれば加入金を五十圓とる、そういう事實上自然的な制限はあるわけでありまして、それを超えるような非常に困難な條件を附すれば、これは法律違反である。併し法令上これを、或額を決めるとか、或特別の理由を決めるとかいうことはしてございせん。

それから四十五條に關する御質問でございします。成る程今までの日本の立法令における會議の議長は組合長がなるといふような取扱をしておりするものが一般の事例でありまして、けれども、そも／＼民主的にそのことを運営して行こうといへば、結局會議が本體となる。従つて議長職務は非常に重要視されますと同時に、可否同数のときは議長がこれを決するといふような點から見ましても、何と申しまするか、いわゆる民主的な運営という意味におきましては、この四十五條のような制度は從來よりも改善されたものと考えておるのであります。

○森田豐壽君 逐條的に四つ五つ御質問申し上げたいと思つてます。第一番に出資口數の金額であります。第二番目には組合員の一人のいわゆる持口の最高限度がここに定められてないのであります。先程も模範定款につきましても、いろいろのお話がありましたが、それ

におきましても適當にやるような工夫になつておるようによつて考えられるわけがあります。これは餘りに基準となるべき出資一口の口數の金額を決めてないこと、持口の最高限度を決定してないことはどういふわけであるかということが第一番、第二番目には議決權の代理人の問題であります。豫め通知したる議案につきましては代理人がこれを行使する權能を有しておるのであります。若し總會におきまして、或いは臨時總會におきまして緊急動議が出た場合におきまして、この代理人たる者は豫め通知してはございせんが、緊急動議に對して議決權ありや否や、この點を一つ伺ひたいと思つてます。

第三番目には第二十二條に組合員が組合員の資格の喪失、即ち脱退の場合であります。その場合におきまして今までの産業組合法等におきましては禁治産者、或いはその他の者が資格を喪失したのであります。ここに是ういふたものはないのであります。例へば破産をした場合においては、その組合員は組合員の資格を喪失する、或いは禁治産の場合におきましては、その組合員たるの資格を喪失するといふことがあるにも拘らず、ここには是ういふ問題は全然取り上げないといふことは一體どういふわけであるかといふわけであるかといふことが第三。第四番目には第二十七條ですが、この第二十七條に出資口數を減少することを規定しておるのであります。今までは農業會法、或いは産業組合法におきましては出資一口の減少を變えることはありまして、増す場合におきましての決議は往々あつたのであります

が、減少することの決議は、これはどういふ關係でどういふことをしたか。増す場合のことを書いてない。これはどういふわけか。それから尙これに後で關聯したことを申し上げましょう。次は現物出資をさせるという問題があるわけがあります。これは二十八條の終いの方にずつとあつて、現物出資をすることができるといふことがあつてあります。一體現物出資の對象になるべきものは現物はどういふものであるか。これを明らかにすることが必要でありやしないか。若し出資をするものが現物出資の對象を明確にせざる時には、その現物出資を取つたがために、他の現金出資をした者に對しては、その不安を與へることになり、組合の出資の基礎を危くするものであります。いふやうな點からこれを明瞭にして頂くことが必要である。こう考へまして御質問申し上げたわけでありまして。

第三十一條の役員の任期を短くしたことは、産業組合法には理事の任期は三年とする。或いは農業會の方でも三年とするといふことが一般に普通になつております。四十年の場合もあるわけでありまして、そういうことになつておるわけでありまして、これを一年に短縮いたしました。かくのごとく小期間において理事者、運轉者、經營者を交替せしむるというやうなことは、將來の協同組合の事業の進展上におきまして非常に不安がある。例へば責任者が一年で辭めるのだといふやうな責任者は責任を以て職に就くことが危ふまれるといふやうな點があるものであります。この點は十分考慮してこ

う年限を定めたのであるかどうか。

もう一つ總會でこの第四十條にありますが、五分の一以上の請求によりまして役員が改選される場合のことが書いてある。この組合員五分の一の要求によりまして役員改選の要求をいたしまして、或いは前の役員はその總會におきましていふ／＼の理由があれば答辯することができるよう書いてあります。この問題につきまして一體總會を請求して、總會が開かれた場合におきましてこの總會に集つた人が一體如何なる人數であつたときにその請求をしたところの總會は成立するか。たとへば五分の一以上の數がある。この方々が全部五分の一の總會に集つて役員を改選することができるといふことであります。ならば、これは組合員の總意によつてでき上がつたものと申されないのであります。その點をこの點につきましてここに人數は一以上が請求した總會が成立立つか。或いはその總會におきましては役員改選をどう／＼合法的でなくともそれをやつてしまふことができるかどうか。五分の一の人が強引に提案し、やればすべてその總會はどんな議案でも通過するのであるかどうか、いふやうな點をお伺ひしたいと思つてあります。

次は五十一條の終いの方に書いてあるのですが、これは第二章の、いわゆる事業が行なわれるところ、これ／＼の事業が行なわれるところと關連しておると思つてあります。ここにありまして十條の一、二、三、四、五、六、七、八、九、十のところに「農業技術

及び組合事業に關する組合員の知識の向上を圖るための教育並びに組合員に對する一般的情報の提供に關する施設」ということがありますが、例えば教育の問題をここで取り上げるというにして、この五十一條の終いの方にあります「毎事業年度の剰餘金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならぬ」ということを限定してあるわけであり、教育事業をその協同組合がなさんとする場合におきまして、毎年度の剰餘金の二十分の一をその事業年度の終りに於いて翌年度にこれを繰り越さなければならぬ、ということを決定したということであるならば、若しこの繰越金を専門的な連合機關と申しましょうか、専門的な教育機關の協同組合ができた場合に、この組合に、この連合會に、單位協同組合がこの繰越金に該當すべき金額を繰越金となさずしてこれに讓出する、いわゆる出資をする。出資という言葉が悪ければ、讓出をするという場合におきましては、その専門的な教育機關に對しまして、いわゆる協同組合の機關に對しまして、それは教育事業をその協同組合が営んだと見るべきであるかどうかというところにつきまして、この點をはつきりして頂きたい。この條文を讀んでおきまして、私はつくづくこのお終いの二十分の一ということに對しまして、こういうことまで決めなければならぬというようなことにつつまして、一應非常に疑問を持つておるのでありますから、これは何か關連しておるように私は讀んでおつたのであります、若し私が違つておるのでありますならば、その向きに御答辯を願いたいと思ひます。大體これは

法をすつと見ながら質問申し上げたのでありますから、甚だ不徹底であります、取り敢ず御質問申し上げます。○政府委員(山添利作君) 一口の金額並びに持口の最高限度、これは定款で定められる定款になつておるのであります、かようなことをすべて法令によらず定款等、組合を作る人のみずからの決定に任しておるというのは、この法律の建前であります。そこで模範定款にはこの點につきまして百圓であるとか、或いは最高限度は五十圓であるとか、無論これに囚われる必要はございませんが、一應そういう基準を示しておきます。それから議決權につきまして、豫め通知せられた事項のみに限ります結果、緊急動議等が出た場合に如何にするか。この場合につきましての代理議決權はございません。即ち代理者が豫め賛成或いは不賛成、簡單明瞭に決める事柄についてのみ、これは代理をするわけでありまして、新しく出た問題についての議決權の行使はできないのであります。それから脱退原因といつたしまして從來の法令に據つてあります破産又準破産者等を除いてありますのは、これは何といたしまして農業者の組合でありまして、破産しましたも農業者は續いておる。然りとすればこの農業協同組合のサービスを利用するということは當然認めていいやないか。そのことのために又組合でひどく迷惑することもないであらうというので除いたのであります。それから組合員の出資口數を減少することができるというのは確かに新しい規定であります。然らばそれが非常に意味があるかといへば、私も餘り

意味がある規定だとは思わないのでありますけれども、そういう組合員の出資を増すこともできますし、同時に減らすこともできます。無論これは無暗にやつてはいけなくて、やはり組合の理事者の承諾を得るというようにすることが必要だと思ひますが、協同組合の都合によることの便宜を認めたという趣旨を……○森田豐壽君 ちよつと今の所で附け加えて置きたい。私落しまして申し上げなかつたのであります、そこで序でに御答辯願いたいと思ひますのは、出資の持口を自由に減少することができ、他へ讓渡することができるよう規定がどこでありますか、あるものであります、今まで持つておるものをやたらに讓渡することは許されなかつたのであります、そういう點につきまして自分の持つておる口は、一口もなかつたら組合員たる資格はないのであります、例えば四つあつて、三つ賣つてしまふということはできることになつておりますが、この點併せて御答願います。○政府委員(山添利作君) 出資の讓渡につきましては組合の承諾を得るということになつております。それから現物出資でございます、ここに考へておきますのは、先づ今までのいわゆる農事實行組合等の場合において共同使用すべき農具であるとか、あるいはなまもの現物出資の場合があるのではなからうかという豫想に基いておるのであります。周知の現物出資ということが廣く行われるとは考へておりません。極く例外的な場合にせういふこともあらうかと考へて規定を設けたのであります。

それから役員任期が一年になつておる。この點につきまして一年ぐらゐで仕事はできないやないかという御意見が他の委員からもございました。それはその通りと考へます。ここに一年といつたしたのは結局毎年信任投票をやると、こういう趣旨でありまして、勿論重任して頂くことは結構と考へます。それから四十條のいわゆるリコール制に定足數があるかどうか、何人集まつてやるか、これは役員選挙につきましても、又その改選につきましても、コーラムの制度は採つておりません。極端な場合を言へば、要するに集まつただけでやつていい譯であります。これはこの法律を通じて組合の定足數についての規定を設けておりますのは、定款の變更、組合の解散というやうなこと、それから又組合員の除名その他のことにつきましてはいわゆる定足數の要求をいたしてゐるのであります。それから第五十一條の教育資金を繰り越す場合に上級の團體に讓出して、而してこれは教育事業を行うということになるかどうか。これはそういう場合もあり得ると思ひます。讓出ということによつてやる方がよい場合もありましようし、或いは讓出でなくて或金を拂ひ込んで仕事という場合もありましようし、いろ／＼あると思ひます。○森田豐壽君 ちよつと済みませんが、一つだけですか……。一落しませんが、賦課の基準、賦課金の基準は一體どういふものを對象にいたしました賦課をいたしてよろしいのですか。賦課することはできると思ひますが、

この對象物がはつきりいたさないのです。○政府委員(山添利作君) これも別に法制で何ら明示しておりませんが、今まで農業會等やつておりますやうに或耕作段別を基準にするとか、というやうな事柄、いろ／＼特別の、例えば家畜に關する組合であれば家畜頭數を標準にする。今までと大體違はんやうに運用して行く方が合理的じゃないかと考へております。○森田豐壽君 要するに自由に……限度が決まつておらんのです。○政府委員(山添利作君) 決まつておりません。○北村一男君 午前中森田委員から農業協同組合の推進について、官民協力してその間に意見や何かの食い違ひのないようにしたいものであるという御希望が述べられました、農林大臣もこれに同意せられた。今農林省にはこういうことを推進することに、遺憾ないやうな態勢を整えておられるというやうな御答辯がございましたが、それは具體的にどんなふうを整えておられるか、なか／＼これは重要な問題でありますから、できれば詳しく承つておきたいと存じます。それから午前中私が質問いたしました、それがそれについて農政局長から御答辯もありましたが、町村に連合會などは大體できまいという御豫想でございますが、これは今のところできるところは少ないと思ひますが、先行きできないとも限らんと存じます、そういう場合はやはり連合會という文字に囚われまして、町村の段階における連合會でも、第一項並びに第二項の權限等、兼營すれば、他の事業が行わ

れないことなるものであります。かど
うか、ここをもう一回御答辯頂きたい
と存じます。

それからこの第十條の事業目的の中
で、第五項の農業の目的に供される土
地の造成、改良若しくは管理、この造
成を施した土地は農業協同組合の所
有になるという意味の造成であります
かどうか。その點について承りたいと
思います。

それから今一つは十一項の「組合員
の經濟的地位の改善のためにする團體
協約の締結」これは私に想像もできま
すのですが、一體具體的にどんな場合
のことをお考えになつておられるのか、そ
れを一つ承りたいと思います。

○政府委員(山添利作君) 協同組合の
設立推進に當りまして、政府並びに關
係團體又關係諸方面の意見をよく疎通
をするように、具體的に農林省で何か
措置を取るか、大臣の方からそれにつ
いて用意をしておるかという御趣旨で
ございましたが、現在農林省以外の問
題といたしまして、農業復興會議に特
別の部會が設けられまして、又復興會
議以外におきましても、有志の人々と
推進態勢を作つておる團體もございま
す。元來農林省におきましては、こう
いう法案が決定をいたします途中にお
きまして、關係の團體のお集まりを願
ひまして、いろいろ協議を盡して参り
ました。又この法案ができましたから
今申します二つの推進態勢がございま
したが、この推進に關する綱領を見ま
すと、私共の考へておる所と別に意見
の一致があるようには考へておりませ
ん。従つて政府自身としてもいろいろ
この機會を通じて、又その他の機會にお
きまして、組合の設立に關して、強制

ではなくても、こういう所が合法的で
あるというところは、しばしば申し且
つ宣傳に努めております。今特別に各
方面の方においでを願つて意見の交換
をして、或程度まとめたものを作り上げ
る、公式の意味においてですね、それ
が必要であるとは考へておりません。
唯役所として特別の課を設け、この宣
傳或いは啓蒙指導について、官廳自身
が直接に徹底をせしむるような措置を
取りたい、又取るべく關係方面からも
要求をせられておる次第もありまし
て、農林省においてこの組合の趣旨の
普及、又適正な理解、又設立の推進に
ついて全力を上げることに考へておる
わけでありませう。

それから町村の段階に連合會ができ
た場合において、町村の區域の場合で
あれば金融事業が行い得るかというこ
とに對しましては、この法律の規定の
上において、それはできないのであり
ます。

それから第十條にございます事業
について、第五號の土地の造成という
のは、協同組合の所有であり、若しく
は所有になるであらうところの土地を
意味するわけではありませう。これは
組合員のものでも廣い意味でありま
す。

それから十一號についての團體協約
についての具體的な事例であります。
これはそのとき々の社會情勢によつ
て必要な方面に活用をされるわけであ
りまして、當面私共の頭に描きますと
ころは、いづれ農地調整法の一部改
正に關する法案を提出いたしました、
御審議を仰ぐことになつております
が、その中における農家の使ひ、薪炭
林、いはば開放牧草地、かようなもの

の利用形態につきましては、一人々々
が利用をするよりも團體の形で、集合
的な形で利用することが合理的である
ように思ひます。それらの利用に關す
る條件を定め、又條件の改善を圖るよ
うなことに對しては、この十一號に掲
げるところの團體協約が結ばれるので
はないか。現在は價格統制もございま
するし、物の流通もおのずから決まつ
た道を歩いておられますが、自由經濟
の場合になりますれば、物の供給販賣
等につきまして、一定の條件を協定す
る、或いは取引の條件を協定すること
もございませうし、又望ましいこと
ではないかも知れませんが、前に穀摺
の賃請負、或農事の一部の作業を機械
力を以て遂行する、これを或人が請け
ておることもあるかと思ひますが、こ
ういふ場合の機械具の決定、修繕料の
協定とか、ともかくさういふ組合員の
團結をいたしておるその力を以て組合
員の經濟的地位の改善を圖るという意
味で、ともかくその時の状況に従つて
いろいろなことがやられるであらう。
とかく頭に考へられる點は小作契約の
點であります。この小作契約につきま
しては、現在農地調整法ががっちり
統制になつております。これはこの團
體協約をやつて悪いわけではございま
せんが、やらなければならぬという經
濟的な理由はございませう今のところ
……。

○北村一男君 午前中大臣が推進につ
いては萬全の態勢を整えておるとい
う仰せでございしましたが、私は大變大
かりでございまして、充實した態勢をお
執りになつておられるかと考へてお
りましたのでありますが、今省外にお
ける復興會議、或いはいろいろの團體でこ
う

いう推進をすることを考へておる。省
内では一つの課を設けて宣傳啓蒙に當
られるといふことを承りまして、どう
も大臣の言明された程の規模でないこ
とを了承いたしました。また日本
の現状から考へまして、協同といふこと
はなかなか困難でございするから、
なにか機會を設けるとか、省内にお
いて適當の機關を設けて、今少しく熱心
に御推進願ひたいと思つてございま
す。まあそれを一つ希望いたします。
○政府委員(山添利作君) 實を申しま
すと、農林省自身が特別の課を設け
て今相當の豫算を頂いて大いに趣旨の
徹底に努めること、これはもう既定の
方針で問題ないわけでありませうが、そ
の他のいわゆる衆知……。いろいろな
違つた意見のあるのを一つ纏めたらど
うかといふような意味におけること
は、現在のところさういふ必要を感じ
ていない。さういふことを私は申し上
げたのであります。同時に中央にお
いてはもう既にさういふふうに考へてお
ります。併し地方的にはどうかとい
うならば、これは縣の段階におきま
して中央とはおのずから情勢の違
うところもありまして、縣の段階にお
いてはそれらの關係者が協議をされる
ような機會が望ましいと考へてござ
います。それからこのことにつきましては、
先般地方の主任官等集まりました席上
においても強調をいたして置いた點の
一つでございしますが、おひ／＼この協
同組合法案が正式に成立するといふ段
階になりますれば、固より現在以上の
テンポとは又違つて、力をそれらに注
ぐといふことは申すまでもありません。

○山崎恒君 四十四條の條文に總會の
議決を経なければならぬ事項が謳つて

おるのであります。その中に五の貸
付金の利率の最高限度を出してありま
すが、貸付金の最高限度といふことが
從來の產業組合法、或いは農業會の規
則には、一組合員に貸付けることので
きる、本年度の年度内に貸付けること
の最高限度は幾らといふようなこと
とは、從來の產業組合法等にはあつた
のであります。今この法案には利率
の最高限度はあるが、貸付金の最高限
度はないのであります。さういふ點に
ついて見解を一つお聴きしたいと思
つてあります。

今一つ、御質問をいたしました例の
員外利用の問題であります。實際問
題として病院等の利用事業に對して
は、厚生事業でありますだけに、五分
の一、いわゆるその年の事業分金の總
額の五分の一を、例えば病人等の入院
等においては利用したい。これは實際
問題としてあり得ると思つてございま
す。さういふ場合に法を犯しても、生き
るか死ぬかといふような場合にこれを利
用してもいけないかといふような問題
であります。さういふ問題を今少し
具體的に伺ひたい。さういふ思
うのであります。

○政府委員(山添利作君) 四十四條に
個人に對する貸付額の限度を總會の議
決を経べき事項として掲げてないのはど
ういふ理由によるか。これは別段の理
由はないわけでありまして、やはり總
會の議決を経るようになつた方が現在の
協同組合の段階では適切であると思
ひます。従つてそれは規約を以てしま
してさういふ例を示すといふように
いたしたいと考へております。
それから病院を經營いたします場合
に、やはりこれは員外者の利用が全體

の二割までに制限されるという規定はあるわけでありまして。これは若しそういうふうな組合員以外にやるということであれば、これは果して営利事業であるかどうかというふうな、おのずからそこに判断をしなければならぬというふうな事態も生ずるわけでありまして、成るほど事が病院のような公けの利益に属する仕事であるからいいじやないか、こゝに見解は確かに成り立ち得ると思ふのでありますけれども、それは又協同組合とは別個の立場の問題でありまして、やはり協同組合といたしましては、そういう営利事業でありまして、この制限の中に従う。併し或人の命に關するといふような場合に法規に囚われるかどうかといふようなことになりまして、これは一種の法律の觀念としては緊急避難に當るわけ、それはどうも亦別の見地に關する問題であらうと思ひます。

○門田定藏君 相當論議が盡されたと思ひますが、この九章の罰則についてお尋ねしたいと思ふのですが、九十九條の「組合の役員が如何なる名義を以てするを問はず、組合の事業の範圍外において貸付をし、若しくは手形の割引をし、又は投機取引のために組合の財産を處分したときは、これを三年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。」これに續きまして、百條の規定を違反した者は千圓の罰金、百一條の違反をした場合には一萬圓とありますが、現在の敗戦後の國民の道義の頹廢と、全國の農業會において頻々と起る違反事件に鑑みまして、今後の設立される農業協同組合について、この違反行為を未然に防ぐべく餘程警戒を要すると思ひますが、若しその違反が

あつた場合に、現在の農村の經濟から考へまして、最初の一萬圓、その次の千圓、その次の一萬圓といふようなことは、これは罰金の額が少いじやないか。少くとも最初の一萬圓は三萬圓、千圓は五千圓、その次は三萬圓くらいと、この罰金の額は、私は農村の現在の經濟から考へまして、餘りに輕きに失するのではないかと考へるのですが、當局の御意見が承りたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) 只今はインフレーションの時、罰則の評価が一年毎に變つて来るわけでありまして。三年の懲役といふものと一萬圓と均衡するかどうかといふことは、私は常識的に考へればおかしいと思ひます。併し今の刑法でございせんが、大體罰則の付け方は三年一萬圓、これは自ら司法省刑事局でバランスを取つており、何らか又新しい行政でバランスを直せばともかく、やはり刑罰としてはそこに一般の基準がある、こゝういふように考へておるのであります。

○門田定藏君 從來の刑法と今度の刑法は、大體憲法も改正になりましたし、これらの點は餘程考慮して貰ふなといふ道義の頹廢した今日、刑が輕きに失するといふことは違反の起る原因に關すると思ひます。この點は十分研究して頂きたいと思ひます。

○竹中七郎君 私はいろ／＼議員の方から御質問になつた點と重複するかも知れません。この協同組合がござます根本の問題は役員になる人の問題であると思ひます。先程一議員からはこの度の役員は全然新しい者がやるべきであるといふような御意見が出ておりました。こゝういふ問題

に對しまして私はさうには考へないものであります。この問題に對しましては政府の御指導如何によりましてその問題が解決するじやないかと思ひます。勿論バージにかつた人が自分の勢力を生かすようにいたしますことは甚だ遺憾ではありますけれども、生産農家で役員になつております者が現在迷つておる、新協同組合の役員になれるかどうか、こゝういふような考へを持つておりますし、組合員になる人々におきまして迷つておるのであります。この點を政府が如何なる方面にやるかといふことが問題になると思ふのであります。先程ちよつと大臣からお伺ひいたしましたところにおきましては、先づ先づ新しいものが半分くらいは入つて貰つて新しい協同組合でやることが必要である。勿論農地改革に伴ひまして農耕地の細分化されます時に、こゝして、協同組合がござます、これはインシアチーブにおきましてはこれは至當でありますけれども、未だ農村その他の問題におきまして政治的にいへば、農民組合などがござます土地におきましては相當改革がござますと思ひますけれども、そんでないところにおきましては、迷ひが出て參ると思ひます。それで政府からいへば、やられます時にいへば、大體半分は新しいものに替へるやうな方に御指導になるといふやうな考へになりまして、或いは全部替へなければいけないうと思ひます。もう一つは昭和二十年の九月二日以前町村長の問題におきまして、四年間一期だけは遠慮せよといふやうな問題もあつたのであります。この點その筋の方におきまして

別に差支ないかどうか、こゝういふ點につきましてお伺ひいたしたいと思ひます。これは協同組合がござます本當の根本に相成ると思ひますので特に大臣にお聴きしたいのでございまして、午前十中は續く機會がなかつたので、當局からお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(山添利作君) 形式的な答辯をいたすやうでありますけれども、この農業協同組合の本當の精神を農民諸君がよく理解されて、みずからの意思により秘密投票で役員を選ば、従つて組合の趣旨を農民が眞に自由を持つて、從來の勢力或いは仕來たりを引きづらるべきでないといふ事情をよく考へて、眞に選ばんとする人を選ばない。その結果が古い人であらうと新しい人であらうと、これはみずから農民が本當に選んだ人が一番いいと思ひます。その意味から申せば、官廳の方で半分替へるとか全部替へるとか、こゝういふことは言われない方がよろう、むしろ情性ではない、よく組合の精神を呑込んで、こゝうして自由なる意思によつて組合の役員を選ばうべきである、且つその役員を選ばうことが非常に大事だ、こゝういふことを徹底すればよろしいと思ひます。それから關係方面から別段これについての注意は受けておりません。

○竹中七郎君 今の問題は、只今の御説明は理論的にはさうでありますけれども、今までのいへば選挙その他におきましては結果におきまして或一つの經つた政府の考へで動いておるといふのが殆んどの問題であると私は思ふが故に、さういふお伺ひした次第であります。理窟はさうであり

ますが、この選挙でありますも、これは組合その他におきまして、本當にうまく行く行かないといふ問題は、やはり或程度の修練者が入つておること、ただ選挙だけであるといふことは、議員選挙その他とは事變するものであります。この點どんなふうにお考へになるかといふことを私はお尋ねした次第であります。

○政府委員(山添利作君) この點につきましては同じ答辯を繰り返すばかりでありまして、やはりこゝういふ便宜的なことを、こゝういふことが便宜であるといふことは又農民自身が判断すべきであります。我々の方といたしましては、こゝまで組合の趣旨とするところ、又その組合員に與えられたる自由といふ點を徹底せしめ、その上に立つて組合員が選挙する、こゝういふことが一番正しいと考へております。

○藤野繁雄君 農業協同組合法の制定に伴ひ農業團體の整理等に關する法律案第八條の第四項に「必要な措置を採るべきことを命ずることが出来る。」といふことが書いてあります。必要な措置を採ることを命ずるといふのはどういふやうなことでありますか、具體的に指示をお願いしたいと思ひます。それから第九條の第三項の「資産處理委員會の委員を選任しなければならぬ」とありますが、これは理事以外の者で資産處理委員會は作らなければいけません、或いは理事も資産處理委員會の委員となつて差支ないのかどうか、この點について御當局の御意見を伺ひたいと存じます。

○政府委員(山添利作君) 必要な措置を採ることを命ずることが出来る、これはその次の項に、組合員が所定の數

集まらなければ何回でも招集して、ともかく三分の二以上の出席を得て開くというわけであります。従つて最初から何らかの措置を採ることを命ずるという事は考へていないのであります。何回やつても集まらないという様な場合、どういう方法を以てすれば集まるか、要するにその趣旨徹底という事について何らかのアドバイスと與へることができれば與へる、こういう程度に考へておるわけであります。具體的の運用として何をやるかという事は實は考へておるわけでありません。それからこの資産處理委員會につきましては理事が、理事の全員でなくて、恐らくこれは農林團體の場合一人が清算人になるのかと思ひますが、さうな場合であれば問題が異なるかと思ひますが、假りに理事が全員清算人になると假定いたしますれば、この資産處理委員會の委員は役員と兼ねないものである。これは本來から言へば資産處理委員會の業務は豫め總會が一定の枠を決める。その枠を決めた下におきまして理事者の専斷によらないで、純平たる農民のこういう資産處理に關する委員會を設置して次の協同組合に對する移行を圓滑ならしめるといふ趣旨を含んでおります。點からいたしまして、これは農民であるところのものであつて、且それは理事者とは異なつたものであるというふうに解釋をいたした方がよろしいと思ひます。但し今の何人が清算人になるかという點につきまして尙調査をいたしまして、今私が申し上げましたことが間違つておれば、又訂正をいたしたいと思ひます。

○藤野繁雄君 とうするといふと、必要な措置といふことは今の所は具體的には定まつていないといふことでございすね。

○政府委員(山添利作君) さうです。

○藤野繁雄君 農林協同組合法、第三十條によつて見ますと、「理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。」といふことが書いてあるのであります。今配付を受けた模範定款規定で見ますと、二十九條に理事は七人、監事は三人とこう限定してあるのではありませんか、法律第三十條の規定によつて町村區域の理事監事の数の最小限度を規定したならば一定数を規定する必要はないと考へるのであります。その點は如何でございすか、お尋ねします。

○政府委員(山添利作君) これはおのずから意見を交換する問題であります。が、さういふ意味におきましては成る程定款の規定としては何人以上といふふうに決めて置いて、その都度總會で決めるということもありましよう。併し一方又定款でその数を明確にして置く。その都度總會で決めるというよりも恒久的に人数を決めて置く方が便宜じやないかといふことも考へられるわけでありましよう。

○委員長(楠見義男君) 如何ですか、本日はこの程度で散會いたしたいと存じますか……。

○島村軍次君 今の整理に關する法律案についての第八條の三分の二というのは代理權を認めるかどうか。ちよつと疑問があるのであります。

それから前同に引用條文を御面倒ですが配列して貰つたらということを中心して置いて置いたのであります。

○委員長(楠見義男君) 島村さん、途中でございす。が、今の引用條文ですが、これは印刷も極めて不鮮明でありますけれども出ておりますので……。

○島村軍次君 私は貰つて居らないのですか……。

○委員長(楠見義男君) それじやお手許へ届くようにいたします。

○政府委員(山添利作君) この第八條のかような總會を開く趣旨の由つて來たるところを見れば、全員の三分の二以上の出席がなければその議事を開くことができないといふわけでありましよう。然らば法制上は嚴格にさういふ點が押し通せるかといふ點になれば、この總會といふこともこの法律施行の際現に存する農林團體法による農林團體の總會といふことになるわけでありましよう。併し無制限にそれでは代理でいいかと言へば、これは非常に奇妙なことになりますのでこれに關する解釋は尙考へた上でお答えを申し上げたいと思ひます。

○委員長(楠見義男君) それでは本日はこれで散會いたします。明日は午前十時から、本會議がございまして議事散會後に開會いたします。

午後二時四十六分散會

出席者は左の通り。

委員長 楠見 義男君
理事 森田 豊蔭君
委員 門田 定藏君
羽生 三七君
北村 一男君
柴田 政次君
西山 電七君

八月三十日本委員會に左の事件を付託された。

一、青果物の統制撤廢に關する請願(第百七十六號)

一、開拓對策に關する請願(第百七十七號)

一、舊軍馬補充部十勝支部用地内山林拂下げに關する請願(第百八十三號)

一、十勝種馬育成所用地開放に關する請願(第百八十五號)

一、昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第百六十二號)

一、農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第百六十七號)

一、農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第百六十八號)

一、農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第百六十七號)

國務大臣 農林大臣 平野 力三君
政府委員 農林省農政局長 山添 利作君

平沼彌太郎君
岩木 哲夫君
竹中 七郎君
岡村文四郎君
河井 彌八君
島村 軍次君
寺尾 博君
徳川 宗敬君
藤野 繁雄君
松村眞一郎君
山崎 恒君
板野 勝次君
廣瀬與兵衛君

一、自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第百八十號)

一、勤勞大衆の食糧危機突破對策に關する陳情(第百八十二號)

一、日本競馬會に關する陳情(第百八十三號)

一、農村指導農場開設に關する陳情(第百九十四號)

一、昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第百九十五號)

一、農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第百九十九號)

一、農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第百三號)

青果物の統制撤廢に關する請願

請願者 東京都千代田區神田山本町一番地八大都市青果物指定荷受機關代表 藤岡卓兒外二名

紹介議員 一松 政二君

青果物及び漬物配給規則を、八月十五日から實施したけれども、統制を撤廢しない限り、消費都市は野菜不足をきたすことは明かであるから、理行統制を撤廢して、民主的統制に切り替へられたことの請願。

(請第百七十七號)昭和二十二年八月二十二日受理

開拓對策に關する請願

請願者 長野市大字南縣町六八七ノ二長野縣開拓歸農組合連合會長 西川新吉

紹介議員 石坂 豐一君

一、自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第百八十號)

一、勤勞大衆の食糧危機突破對策に關する陳情(第百八十二號)

一、日本競馬會に關する陳情(第百八十三號)

一、農村指導農場開設に關する陳情(第百九十四號)

一、昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第百九十五號)

一、農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第百九十九號)

一、農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第百三號)

青果物の統制撤廢に關する請願

請願者 東京都千代田區神田山本町一番地八大都市青果物指定荷受機關代表 藤岡卓兒外二名

紹介議員 一松 政二君

青果物及び漬物配給規則を、八月十五日から實施したけれども、統制を撤廢しない限り、消費都市は野菜不足をきたすことは明かであるから、理行統制を撤廢して、民主的統制に切り替へられたことの請願。

(請第百七十七號)昭和二十二年八月二十二日受理

開拓對策に關する請願

請願者 長野市大字南縣町六八七ノ二長野縣開拓歸農組合連合會長 西川新吉

紹介議員 石坂 豐一君

一、自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第百八十號)

一、勤勞大衆の食糧危機突破對策に關する陳情(第百八十二號)

一、日本競馬會に關する陳情(第百八十三號)

一、農村指導農場開設に關する陳情(第百九十四號)

一、昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第百九十五號)

一、農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第百九十九號)

一、農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第百三號)

青果物の統制撤廢に關する請願

請願者 東京都千代田區神田山本町一番地八大都市青果物指定荷受機關代表 藤岡卓兒外二名

紹介議員 一松 政二君

青果物及び漬物配給規則を、八月十五日から實施したけれども、統制を撤廢しない限り、消費都市は野菜不足をきたすことは明かであるから、理行統制を撤廢して、民主的統制に切り替へられたことの請願。

(請第百七十七號)昭和二十二年八月二十二日受理

開拓對策に關する請願

請願者 長野市大字南縣町六八七ノ二長野縣開拓歸農組合連合會長 西川新吉

紹介議員 石坂 豐一君

一、自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第百八十號)

一、勤勞大衆の食糧危機突破對策に關する陳情(第百八十二號)

一、日本競馬會に關する陳情(第百八十三號)

一、農村指導農場開設に關する陳情(第百九十四號)

一、昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第百九十五號)

一、農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第百九十九號)

一、農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第百三號)

青果物の統制撤廢に關する請願

請願者 東京都千代田區神田山本町一番地八大都市青果物指定荷受機關代表 藤岡卓兒外二名

紹介議員 一松 政二君

青果物及び漬物配給規則を、八月十五日から實施したけれども、統制を撤廢しない限り、消費都市は野菜不足をきたすことは明かであるから、理行統制を撤廢して、民主的統制に切り替へられたことの請願。

(請第百七十七號)昭和二十二年八月二十二日受理

開拓對策に關する請願

請願者 長野市大字南縣町六八七ノ二長野縣開拓歸農組合連合會長 西川新吉

紹介議員 石坂 豐一君

一、自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに關する陳情(第百八十號)

一、勤勞大衆の食糧危機突破對策に關する陳情(第百八十二號)

一、日本競馬會に關する陳情(第百八十三號)

一、農村指導農場開設に關する陳情(第百九十四號)

一、昭和二十二年産米價格並びに供出に關する陳情(第百九十五號)

一、農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に關する陳情(第百九十九號)

一、農業者の農業技術者給與國庫補助に關する陳情(第百三號)

目下進行中の百五十萬町歩の開拓事業計畫は、開拓地が高原山野森林地帯の惡條件果樹の地域のみで、是れが完遂には資金資材等の適期交付を必要とするに拘らず、政府の放出資金は極度に少く又開拓政策も適切ではないから、請願書を記載の事項を實現して、完遂を圖りたいとの請願。

(請第百八十三號)昭和二十二年八月二十二日受理

舊軍馬補充部十勝支部用地内山林拂下に関する請願

請願者 北海道中川郡西足寄村 長羽磨卯吉郎

紹介議員 岡村文四郎君外二名

昭和二十一年十月以來緊急食糧増産のため元軍馬補充部十勝支部用地に入地した者は、三百二十七世帯に達し、今後三十餘世帯が入地の豫定であるが、これらの者は、何れも外地引揚者、戦災者等で、殆ど資力なく、直接間接に、先住村人の援護指導を必要としているが、殊に、急速に設置を必要とする小、中學校、厚生施設等に要する經濟的負擔は多大であつて、村としても到底その負擔に堪えず結局共倒れとなるから、此の際本村の開拓を完遂するために、元軍馬補充部十勝支部用地内で、農地に適しない約四千町歩を特賣されたいとの請願。

(請第百八十五號)昭和二十二年八月二十二日受理

十勝種馬育成所用地開放に関する請願

請願者 北海道河東郡音更村長 小池清治外十八名

紹介議員 岡村文四郎君外三名

十勝種馬育成所は、地味肥沃で交通の便に恵まれていて、農耕地に適する未墾地五百町歩、放牧場適地四百町歩、森林その他を三百餘町歩を有している。この未墾地に附近農村の青年子弟を入殖せしめれば、二三年を経ずして開墾を完成し人口六、七萬の食糧を充足することが出来るから、右用地を開放されたいとの請願。

便に恵まれていて、農耕地に適する未墾地五百町歩、放牧場適地四百町歩、森林その他を三百餘町歩を有している。この未墾地に附近農村の青年子弟を入殖せしめれば、二三年を経ずして開墾を完成し人口六、七萬の食糧を充足することが出来るから、右用地を開放されたいとの請願。

(陳第二百六十二號)昭和二十二年八月十一日受理

昭和二十二年産米價格並びに供出に関する陳情

北信五縣農業會役職員會

現在の米價は生産費用を下廻るものであるから昭和二十二年産米價は生産資材價格上昂率と、昭和二十二年産米の資材に昂率を加味し決定される様に。又報奨物資の重點配給をされたいとの陳情。

(陳第二百六十七號)昭和二十二年八月十一日受理

農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に関する陳情

全國食糧増産同盟會三石正長外十一名(外二件)

この陳情の趣旨は陳第百二號と同じである。

(陳第二百六十八號)昭和二十二年八月十一日受理

農業會の農業技術者給與國庫補助に関する陳情

岐阜縣武儀郡南武藝村農業會長 打田耕一外六十八名(外七件)

この陳情の趣旨は、陳第四十六號と同じである。

(陳第二百七十一號)昭和二十二年八月十二日受理

十勝種馬育成所は、地味肥沃で交通の便に恵まれていて、農耕地に適する未墾地五百町歩、放牧場適地四百町歩、森林その他を三百餘町歩を有している。この未墾地に附近農村の青年子弟を入殖せしめれば、二三年を経ずして開墾を完成し人口六、七萬の食糧を充足することが出来るから、右用地を開放されたいとの請願。

農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に関する陳情

(陳第二百八十號)昭和二十二年八月十三日受理

自作農創設特別措置法及び同法附屬法規の一部を改正することに関する陳情

三重縣北牟婁郡三野瀬村大字海野浦一〇〇七番地古里農事實行組合組合長 大島重敏

現在施行せられていた自作農創設特別措置法は、未墾地開發事業に必要であるが、未墾地の賣渡は第二十九條に依り個人、又は自治團體若しくは農業團體の三本建となつてゐるため、多くの農地委員會は賣渡對象を個人本位に置き、地方廳もこれになつてゐるため開發が遅れていたり、甚だしきに至つては、自己所有の未墾地があるにも拘わらず、この機會に便乘して山林原野の入手を願う者もあるから強力な協力機關を整備して、その努力により開發して後、適正な價格により、賣渡される様に改正されたいとの陳情。

(陳第二百八十二號)昭和二十二年八月十三日受理

勤勞大衆の食糧危機突破策に関する陳情

食糧確保國民大會

内閣の食糧政策がよろしきを得ないため、勞務國民大衆は、飢餓線上にあつて、何時不詳時がほつ發するか計り知れないから、遅配配給の即時解消、働く者への加配配給、勞働者市民代表

による米價設定機關の設立等につき希望されたいとの陳情。

日本競馬會を解體し俱樂部組織となすべく策するものがある由であるが、かかる不明朗分子により公正なる競馬の施行不能となつては、馬産の將來にも極めて重大なる關係があるから、これら策動排除に對し適切な措置を講ぜられたいとの陳情。

(陳第二百九十四號)昭和二十二年八月十五日受理

農村指導農場開設に関する陳情

德島縣東郡佐那河内村 森本嘉藏外五名(外五件)

食糧問題の解決には食糧の増産が第一であるから、食糧増産研究機關たる指導農場に對し國庫補助を増額されたいとの陳情。

(陳第二百九十五號)昭和二十二年八月十五日受理

富山縣農民同盟

この陳情の趣旨は、陳第二百六十二號と同じである。

(陳第二百九十九號)昭和二十二年八月十六日受理

農作物の「榮養週期栽培法」の普及實施に関する陳情

全國食糧増産同盟會熊本縣荒尾市支部支部長 水田半藏外三名

この陳情の趣旨は、陳第百二號と同じである。

九月二日本委員會に左の事件を付託された。

一、農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引き繼いだ場合の措置に関する法律案(第三十七號)

農地開發營團の行方農地開發事業を政府において引き繼いだ場合の措置に関する法律案(第三十七號)

第一條 政府が農地開發法第四十四條第一號の農地開發事業で農地の造成に係るものの用に供されてゐる土地(當該土地の上にある物件を含む。)又は當該事業によつて造成された農地で農地開發營團の所有に屬するものの譲渡を受けたときは、當該土地物件は、自作農創設特別措置法第三十一條の規定による未墾地買収計畫により同法第三十條の規定によつて買収したものとみなす。

前項の譲渡を受けた土地の對價の支拂については、自作農創設特別措置法第四十三條の規定を準用する。

前項の規定により政府の發行する證券は、これを自作農創設特別措置特別會計の負擔とする。

第二條 政府は、農地開發營團から農地開發法第四十四條第二號の農

地開墾事業を引き繼いで行ふときは、政令の定めるところにより、當該事業の施行地區をその區域の一部とする都道府縣に、當該事業の費用の一部を負担させることができる。

都道府縣知事は、政令の定めるところにより、前項に規定する事業に因つて利益を受ける者に、その受ける利益の限度において、同項の規定による負擔金の一部を負担させることができる。

前項の處分を受けた者は、當該處分について異議があるときは、都道府縣知事に對して異議を申し立てることができる。但し、その處分を受けた日から三十日を經過したときは、この限りでない。

第二項の負擔金は、國稅滯納處分の例により、これを徴収することとができる。但し、先取特權の順位は、國稅に次ぐものとする。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

九月二日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、臨時農業生産調整法案（豫第四十九號）

臨時農業生産調整法案

臨時農業生産調整法

第一條 この法律は、重要な農産物の生産及び供出を確保するため、公正且つ計量的に農業生産の調整を行うことを目的とする。

第二條 この法律において、農業計畫とは、農産物の作付面積、生産数量又はその生産に必要な肥料その他の資材で命令で定めるものの

配給数量について行政廳の定める計畫をいう。

この法律において、農業者とは、耕作の業務を営む者をいう。

第三條 農林大臣は、經濟安定本部總裁の定める方策に基き、命令で定める農産物についての都道府縣別の農業計畫及びその實施に關し必要な事項を定め、これを當該都道府縣知事に指示する。

農林大臣は、前項の農業計畫を定めるには、豫め中央農業調整委員會及び都道府縣知事の意見を聴かなければならない。

中央農業調整委員會に關する規程は、政令でこれを定める。

第四條 都道府縣知事は、前條第一項の指示を受けたときは、その指示に従ひ、市町村別の農業計畫及びその實施に關し必要な事項を定め、これを當該市町村長に指示しなければならない。

都道府縣知事は、必要があると認めるときは、農林大臣の承認を受けて、前條第一項の命令で定める農産物以外の農産物についての市町村別の農業計畫及びその實施に關し必要な事項を定め、これを當該市町村長に指示することができる。

都道府縣知事は、前二項の農業計畫を定めるには、都道府縣農業調整委員會の議決を経なければならない。

前項の場合には、都道府縣知事は、都道府縣農業調整委員會の會日から少くとも一週間前、同項の規定により付議すべき農業計畫案を公表しなければならない。

都道府縣知事は、第一項又は第二項の規定による指示をしたときは、遅滞なくその指示に係る農業計畫を公表しなければならない。

第五條 市町村長は、前條第一項又は第二項の規定による指示を受けたときは、その指示に従ひ、市町村農業調整委員會の議決を経て、當該市町村の區域内に住所を有する農業者別の農業計畫を定めなければならない。

前項の農業計畫は、當該農業計畫に係る農業者ごとに、左の事項を勘案してこれを定めなければならない。

一 當該農業者が農地の利用に關して有する計画的計畫
二 農地の面積、地味その他の状況
三 作付及び收穫の實績
四 作物の組合せに關する事項
五 農業労働力に關する事項
六 飼養家畜の種類及び頭數

市町村長は、第一項の農業計畫を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

第六條 前條第一項の農業計畫に係る農業者は、當該農業計畫について異議があるときは、市町村長に對して異議を申し立てることができる。但し、同條第三項の規定による公表があつた日から一週間を経過したときは、この限りでない。

市町村長は、前項の申立を受けたときは、市町村農業調整委員會の議決を経て、同項の期間満了後三十日以内にこれを決定しなければならない。

前項の決定をする場合において、當該決定に因つて第四條第一項又は第二項の規定による指示に違反する結果を生ずるときは、市町村長は、豫め都道府縣知事の承認を受けなければならない。

都道府縣知事は、前項の承認をするには、都道府縣農業調整委員會の議決を経なければならない。

第三項の承認をする場合において、當該承認に因つて第三條第一項の規定による指示に違反する結果を生ずるときは、都道府縣知事は、豫め農林大臣の承認を受けなければならない。

第七條 第五條第一項の農業計畫につき前條第一項の期間内に同項の規定による異議の申立がないとき、又は同項の規定による異議の申立があつた場合において同條第二項の規定による決定をしたときは、市町村長は、當該農業計畫に係る農業者に對し、當該農業計畫を指示しなければならない。

前項の規定による指示を受けた者がその指示に従わないときは、市町村農業調整委員會は、都道府縣知事に對して、その者に當該指示に従ふことを命ずべきことを申請することができる。

前項の申請があつた場合において、都道府縣知事は、相當と認めるときは、當該指示を受けた者に對して、當該指示に従ふべきことを命ずることができる。

第一項の規定による指示を受けた者がその指示に係る面積の作付をしないときは、市町村農業調整

委員會は、第五條第一項の農業計畫に定められたものに係る肥料その他の資材の配給數量の削減を市町村長に請求することができる。

第八條 前條第一項の規定による指示を受けた農業者は、災害その他やむを得ない事由に因つて當該農業計畫に係る生産數量の農産物を生産することができなくなつたときは、命令の定めるところにより、市町村長に對して、當該農業計畫のうち供出數量に係る部分の變更を請求することができる。

前項の場合には、第六條第二項乃至第五項の規定を準用する。この場合において、同條第二項中「同項の期間満了後」とあるのは、「第八條第一項の請求を受けた日の後」と読み替へるものとする。

第九條 都道府縣知事が重要な農産物の生産を確保するため必要があると認める場合において、都道府縣農業調整委員會の議決を経て、地域、期間並びに農産物の種類及び品種を指定したときは、當該地域において當該期間内に當該農産物の作付をしようとする者は、市町村農業調整委員會の承認を受けなければならない。

前項の指定は、當該指定に係る期間の開始する日から少くとも二箇月前に、命令の定めるところにより公示してこれをしなければならない。

第十條 市町村農業調整委員會は、重要な農産物の生産を増進し、又はその障害を排除するため特に必要があるとき、市町村

の區域内に住所を有する農業者その他市町村の區域内の土地若しくは農薬用施設につき権利を有する者に對し、病蟲害の豫防又は害蟲の驅除、水利の調整、防護林の保全、農薬用施設の共同利用等に關し必要な事項を指示することが出来る。

前項の場合には、第七條第二項の規定を準用する。

都道府縣知事は、前項において準用する第七條第二項の申請に係る者に對して、異議があれば十日以内にこれを申し出るべき旨を催告しなければならない。

前項の場合において、同項の期間内に異議の申出がないとき、又は異議の申出に理由がないと認めるときは、都道府縣知事は、第二項において準用する第七條第二項の申請に係る者に對して、第一項の規定による指示に従うべきことを命ずることが出来る。

第十一條 市町村に、市町村農業者調整委員会を置く。

市町村農業者調整委員会は、都道府縣知事及び市町村長の監督に屬し、この法律その他の法令によりその權限に屬させた事項を處理する。

第十二條 市町村農業者調整委員会は、会長及び委員を以てこれを組織する。

会長は、市町村長を以てこれに充てる。

委員は、農業者で選舉權を有するものが被選舉權を有する者に就き選舉した者十五人を以てこれに充てる。

市町村長は、特に必要があると認めるときは、都道府縣知事の認可を受けて前項の委員の定数を増減することが出来る。

市町村長は、第三項の規定により選舉される委員の外、その委員の定数の四分の一を限り、委員を選任することが出来る。

市町村長は、前項の委員を選任するには、第三項の規定により選舉された委員の過半数の同意を得なければならない。

第十三條 市町村の區域内に住所を有し、命令を以て定める面積の土地に就いて耕作の業務を営む者は、市町村農業者調整委員会の委員の選舉權及び被選舉權を有する。

未成年者、禁治産者及び準禁治産者並びに懲役又は禁錮の刑に處せられその執行を終り又はその執行を受けることがなくなるまでの者は、選舉權及び被選舉權を有しない。

第十四條 市町村農業者調整委員会の委員の選舉權を有する者は、その總数の三分の一以上の連署を以て、第十二條第三項の規定により選舉された委員の解職を請求することが出来る。

第十五條 市町村農業者調整委員会は、第十一條に規定する事項を處理するため必要があるときは、市町村の區域内に住所を有する農業者その他關係者に對し、その出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員に當地その他必要な場所に就き所要の調査をさせることが出来る。

第十六條 市町村長、市町村農業者調整委員会の議長又は處分が法令又は法令に基いてする行政處分の違反すると認めるときは、その議決又は處分を取り消すことが出来る。

前項の場合には、市町村長は、都道府縣知事の承認を受けて、市町村農業者調整委員会の議決を経ないで第五條第一項若しくは第六條第二項の規定による處分をし、又は市町村農業者調整委員会の處分に代わるべき處分をすることが出来る。

市町村農業者調整委員会が成立しないとき、又は成立した場合において議決すべき事項を議決しないとき、また前項と同様とする。

第十七條 市町村農業者調整委員会に關する費用については、政府は、毎年度豫算の範圍内で補助金を市町村に交付する。

第十八條 特別の事情のある市町村には、命令の定めるところにより、市町村農業者調整委員会を置かないことが出来る。この場合においては、この法律により市町村農業者調整委員会の權限に屬させた事項は、市町村長がこれを處理する。

第十九條 この法律に定めるものの外、市町村農業者調整委員会及びその委員に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第二十條 都道府縣に、都道府縣農業者調整委員会を置く。

都道府縣農業者調整委員会は、農林大臣及び都道府縣知事の監督に屬し、この法律その他の法令によりその權限に屬させた事項を處理する。

第二十一條 都道府縣農業者調整委員会は、会長及び委員を以てこれを組織する。

会長は、都道府縣知事を以てこれに充てる。

委員は、都道府縣知事の定める選舉區ごとに、市町村農業者調整委員会の会長及び第十二條第三項の規定により選舉された委員の中から二人を互選し、その選に當つた者を以てこれに充てる。

都道府縣知事は、前項の規定により互選される委員の外、その委員の定数の四分の一を限り、委員を選任することが出来る。

前項の場合には、第十二條第六項の規定を準用する。

第二十二條 前條第三項の規定により都道府縣農業者調整委員会の委員を互選することのできる者は、その者と同一の選舉區に屬し同項の規定により互選することのできる者の總数の三分の一以上の連署を以て、當該選舉區において同項の規定により互選された都道府縣農業者調整委員会の委員の解職を請求することが出来る。

第二十三條 都道府縣農業者調整委員会は、第十五條乃至第十七條及び第十九條の規定を準用する。この場合において、第十五條及び第十七條中「市町村」とあるのは、「都道府縣」と、第十六條第一項中「市町村長」とあるのは、「都道府縣知事」と、同條第二項中「市町村長は、都道府縣知事の承認を受けて」とあるのは、「都道府縣知事は」と、第五條第一項若しくは

は第六條第二項とあるのは、「第一四條第一項若しくは第二項若しくは第九條第一項」と讀み替へるものとする。

第二十四條 都道府縣知事は、必要があると認めるときは、都道府縣農業者調整委員会の議決を経て、支廳又は地方事務所の所管區域ごとに地區農業者調整委員会を置き、都道府縣農業者調整委員会の權限に屬する事項で當該區域に關するものを處理させることが出来る。

地區農業者調整委員会は、会長及び委員を以てこれを組織する。

会長は、當該支廳又は地方事務所の長を以てこれに充てる。

委員は、第一項の區域内の市町村に設置された市町村農業者調整委員会ごとに、その会長及び委員の中から一人を互選し、その選に當つた者を以てこれに充てる。

第二十五條 地區農業者調整委員会には、第十五條乃至第十七條及び第十九條の規定を準用する。この場合において、第十五條中「市町村の區域内」とあるのは、「支廳又は地方事務所所の所管區域内」と、第十六條第一項中「市町村長」とあるのは、「都道府縣知事」と、同條第二項中「市町村長は、都道府縣知事の承認を受けて」とあるのは、「都道府縣知事は」と、第五條第一項若しくは

第二十六條 この法律中都道府縣又は都道府縣知事に關する規定は、

特別市にあつては、特別市又は特別市の市長に、市町村又は市町村長に關する規定は、東京都にあつては特別區又は特別區の區長に、地方自治法第五十五條第二項の市にあつては區又は區長に、特別市にあつては行政區又は行政區の區長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合管理者に、これを適用する。

一、重要肥料統制法等を廢止する法律案（案第五十號）
重要肥料統制法及び日本輸出農産物株式會社法は、これを廢止する。
附則
この法律は、公布の日から、これを施行する。
この法律施行前になした行為に對する罰則の適用については、舊法は、この法律施行後も、なおその效力を有する。

第二十八條 第九條の規定に違反して當該農産物の作付をした者は、これを一年以下の懲役又は一萬圓以下の罰金に處する。
第二十九條 第十條第四項の規定による命令に違反した者は、これを五千圓以下の罰金に處する。

附則

この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

この法律の施行後市町村農業調整委員會、都道府縣農業調整委員會又は地區農業調整委員會が成立するに至るまでは、この法律により當該委員會の權限に屬させた事項は、命令で定める委員會がこれを處理する。
この法律は、昭和二十四年三月三十一日に、その效力を失う。但し、その時までにした行為に對する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその效力を有する。

九月十六日豫備審査のため、本委員會に左の事件を付託された。